

消費者の願いからTPP問題を考えるために ～ 資料集 ～

はじめに

●● 混迷するTPP論議

TPP(環太平洋連携協定)交渉への参加の是非については国論を二分する状況にあります。しかも、政府、各政党、経済界、農業界などの内部でも意見の対立が見られるなど、単純な構図ではありません。「TPP」の内容自体が交渉中の未確定なものである上に、参加にともなう影響について反対・賛成の立場からそれぞれ異なる見通しが語られており、事態を正確に把握し、冷静に議論しようとするすら容易ではありません。

●● 「考えあう場」をつくっていくことが、生協の役割。

地域に根ざし、組合員の暮らしに寄り添いながら事業と活動を展開している生協は、暮らしに関わる様々な問題について学びあい、確かめあい、自ら判断できる消費者を育む場でありたいと考えています。「TPP」は私たちのこれからの暮らしを考える上で大変重要であり、生協はまだまだ情報の不足しているこの問題について、考えあう場をつくっていくことに力を尽くしたいと考えます。

そうした思いから日本生協連理事会(2010年11月)は当面の基本的な考え方として、「1. 基礎データと論点を整理した上で広範な国民的議論を求める」「2. 消費者の願いの実現と日本の食料自給力向上の両立を求める」「3. 消費者や協同組合にとって必要な制度や運用が後退することがないように求める」ことを確認しました。

●● 組合員・消費者の願いをベースに、幅広い角度から論議をすすめよう。

この冊子は、TPP交渉参加への賛否について表明するものではなく、各生協でこの問題の論議に取り組んでいくための資料として編集したものです。

編集にあたっては可能な限り客観的な立場に立つよう努めましたが、2011年2月時点での日本生協連事務局の情報収集の範囲にとどまること、したがって「TPP」の対象となる幅広い分野の中でも特に「農業」に関する資料が多くなっていることについてご容赦をいただきたいと思います。今後も継続的な情報収集が必要であると認識しており、そのために各ページを切り離して編集可能な体裁としました。

組合員・消費者の願いをベースに、各生協内はもとより、全国の生協間でも「TPP」について討議し、日本の生協としての具体的な対応を考える第一歩としていきたいと思ひます。

▶ この冊子の使い方について

●この冊子は、各ページをバラバラにして版下として利用することができます。また、日本生協連ホームページ<http://jccu.coop/aboutus/data/>からダウンロードすることもできます。

●ホームページからは編集可能な空のシートもダウンロードできるようにしていますので、各生協で独自にページを作成し、挿入することができます(各生協の活動エリアの状況や、「産直」の取り組みなど)。

●必要なページを揃えたらページ番号を入れてください(ホームページからダウンロードすると、この部分のみ編集可能になっています)。



この冊子に関する問い合わせ

日本生協連 政策企画部 担当：板谷
E-mail : nobuhiko.itadani@jccu.coop

● 取り組み情報をお寄せください

日本生協連では、各生協でのTPP問題に関する取り組み情報を集約し、日本生協連情報プラザ(日本生協連の会員制ホームページ)で紹介しています。次ページのような『集い』の他、学習会や講演会などの取り組み情報をお寄せください。

取り組み情報の連絡先

日本生協連 組合員活動部 担当：久保
E-mail : toshiaki.kubo@jccu.coop

お寄せいただきたい情報

『集い』、学習会、シンポジウムなど、TPPに関する取り組み全般

取り組み情報の掲載先

日本生協連情報プラザ(日本生協連の会員制ホームページ)に掲載いたします。(「全国組合員活動情報」などへの掲載を予定しています)

※日本生協連情報プラザをご覧いただくためには会員登録が必要となります。登録に関するお問い合わせは、下記メールまでお願いいたします。

E-mail pr@jccu.coop

『TPPを考える集い』企画案

まだまだ情報の不足しているこの問題については、現状で可能な情報提供を行いながら、一方で、様々な疑問や気がかりな点について一人ひとりが気軽に言葉にすることができ、そのことをみんなで考えあう場を持つことが必要とされていると思います。

そんな思いから、例えば、学習会とミニワークショップを組み合わせた下のような取り組みを提案します。

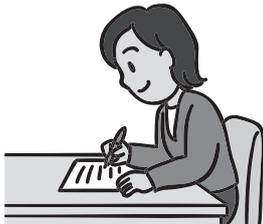
時間	セッション	概要	準備
0:00	開会、趣旨説明	開会挨拶、スタッフ紹介などを行います。	
0:05	オリエンテーション	“集い”のねらい、スケジュール、進め方、参加にあたっての心がまえ等について説明を行い、“集い”の全体像を共有、参加者の主体的な参加を促します。	
0:20	アイスブレイキング 「今日はよろしくお願ひします！」	簡単なゲームで参加者同士が知り合い、気軽に語りあえる雰囲気づくりを行なうとともに、意見交換のためのグループ分けを行います。	
0:30	セッションⅠ おはなし「TPPって何だっけ・・・!?」	「資料集」を活用して編集した資料を使って、TPPについての講義を行います。	⇒セッションⅠの資料準備参照
1:30	休憩		
1:40	セッションⅡ グループタイム&全体会	おはなしを聞いての疑問や気がかりな点を小グループで出し合い、それをもとに全体で考えあいます。	⇒セッションⅡの進め方参照 ・「感想シート」使用 ・A4版サイズの白紙(各グループ3枚程度) ・水性マーカー
2:40	ふりかえり	各自で“集い”に参加しての気づきや学びを整理するとともに、相互に学び刺激しあうひとときを持ちます。	・「ふりかえりシート」使用
2:55	まとめ	主催者が感想を述べます。	
3:00	終了	主催者が企画のまとめを作成します。	・「取り組み報告シート」使用

セッションⅠの資料準備

この冊子の使い方についてを参照。

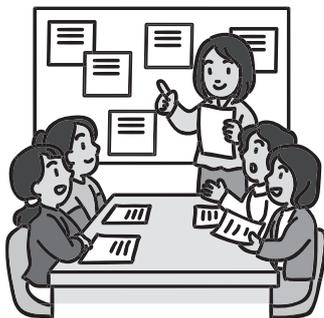
セッションⅡの進め方

- 各自が「感想シート」に記入
おはなしを聞いて考えたことを書きだします。
- グループでの話し合い
3～4人のグループに分かれて話しあいます。
- 疑問や懸念の書き出し
各グループで話し合った疑問や質問の中から、全体で話したい内容を1～2個選び、A4版の紙にマジックで書きます。



貿易の自由化と農業は両立できないの？

- 全体で共有します
各グループの代表が発表しながらホワイトボードに貼り出していきます。同じような内容のものは、一緒に貼るようにします。



- 全体で考えます
出された疑問・質問について、参加者の持っている情報を出しあいながら時間のあるかぎり考えあいます。





『TPPを考える集い』感想シート

▶ TPPについてのお話を聞いての感想は・・・
(気づいたり、学んだりしたことなど)

▶ TPPについてのお話を聞いての疑問や気がかりなことは・・・

生協名

名前



『TPPを考える集い』ふりかえりシート

月

日

名前

(

生協)

今回の“集い”を通じてのふりかえりを、次の文章を完成する形で行ってください。

▶私が学んだのは、

▶私が気づいたのは、

▶私が驚いたのは、

▶私がうれしかったのは、

▶私にとって必要だとわかったのは、

▶私がこれから実行しようと決めたことは、

▶その他、気づいたこと、考えたこと、書いておきたいことは、



『TPPを考える』取組報告シート

記入者名：

開催生協名

開催日時

年 月 日() : ~ :

開催場所

参加者数

名 (内訳：組合員 名, 職員 名, その他 名)

▶参加者から出された主なキーワード

キーワードに対する話し合いの様子を簡潔に書いて下さい。

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

▶参加者の声 ふりかえりシートなどを参考に代表的な感想を書いて下さい。

▶運営者の感想 企画してみての感想を書いて下さい。

日本生協連 組合員活動部 FAX : 03-5778-8125

目 次

→ TPP 問題のアウトラインを話し合うための資料

第一部 TPP って何だっけ？

世界貿易機関 (WTO)	10
自由貿易協定 (FTA)、経済連携協定 (EPA)	11
アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) 構想	12
東アジア自由貿易圏 (EAFTA) 構想	13
東アジア包括的経済連携 (CEPEA) 構想	13
環太平洋戦略的経済連携協定 (P4 協定)	14
環太平洋連携協定 (TPP) 交渉	15
TPP 交渉の各作業部会の配置	16
TPP 論議の 4 つの背景	22
TPP をめぐるこの間の主な経過	23
TPP をめぐる今後の主な動き	24

第二部 日本の貿易はどうなっているの？

日本の内需と外需	26
日本の既存 FTA・EPA の特徴	27
日本の農産物の平均関税率	28

第三部 TPP に参加するとどうなるの？

TPP の経済的影響に関する試算	30
内閣府による試算	31
農林水産省による試算	32
経済産業省による試算	33
TPP 参加の意義と懸念	34

→ 食料・農業問題を話し合うための資料

第四部 農業の強さ・価値ってなあに？

緊迫化する世界の食料事情	36
食料自給率と食料安全保障	37
農業の基本的なタイプ	38
日本農業をとりまく自然的条件	39
日本農業をとりまく社会的条件	40
多様な農業発展のあり方	41
農業の多面的価値	42
消費者・都市住民と農業のかかわり	43

第五部 日本の農業はどうなっているの？

農林水産基本データ	46
農業生産額	49
農業所得	50
担い手	51
農地	52
農業技術	53

第六部 他の国はどうしているのかしら？

欧州の農業政策	56
韓国の農業政策	57
日本の農業政策（2010年）	58

第七部 農政論議に生協はどのようにかかわってきたの？

食管制度と生協・農協の協同組合間提携（1970年代～1980年代）	60
曲がり角に立つ食管制度（1970年代～1980年代）	61
食管改革と生協内での討議（1980年代後半）	62
米政策の急展開（1980年代後半～1990年代前半）	63
農政改革と生協の農業政策提言（1990年代後半）	64
食料・農業・農村への生協の関わり（2000年代以降）	65

第八部 消費者の願いから TPP 問題を考えるって？

消費者の6つの願い（1998年日本生協連文書より抜粋）	68
食料・農業問題と生活協同組合の課題（2010年日本生協連文書より抜粋）	69
TPPについての日本生協連理事会報告（2010年11月）	70



TPPって何だっけ？

環太平洋連携協定(TPP)交渉のことよ。シンガポールやニュージーランドなど自由貿易に熱心な4カ国が結んでいる**環太平洋戦略的経済連携協定(P4協定)**に、アメリカやオーストラリアが参加して改定しようとして交渉しているの。



戦前の閉鎖的な経済が戦争の原因になったという反省から**世界貿易機関(WTO)**が設立されて、世界全体で貿易の自由化を進めてきたんだけど、各国の利害が対立してなかなか進まない。そこで、各国個別に交渉して**自由貿易協定(FTA)**、**経済連携協定(EPA)**を作るようになってきているのね。

日本を取り巻くアジア太平洋地域でもアジア太平洋経済協力会議(APEC)全体を自由貿易圏にしていこうとする**アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)構想**があるわ。そこに至る道筋として、中国がASEAN+3(日、中、韓)の枠組みの**東アジア自由貿易圏(EAFTA)構想**を提唱して、それに対して日本は中国の突出した影響力を薄めるためにASEAN+6(日、中、韓、印、豪、NZ)の枠組みの**東アジア包括的経済連携(CEPEA)構想**を提唱したりしてきたの。こうしたアメリカ抜きの動きに対してアメリカが主導して始めたのが環太平洋連携協定(TPP)交渉なのよ。現在、広範な分野が網羅される形で24の**作業部会の配置**がされて、参加9ヶ国の間で協議が行われているようよ。

これに日本が参加するかどうか大きな論議になっているのね。**(TPPをめぐるこの間の主な経過)**

どうも、グローバル化していく経済の中での日本の生き方と、国内産業のあり方を問う大問題みたいね。賛否を判断する前に、よく勉強して考えてみる必要があるそうだよ。

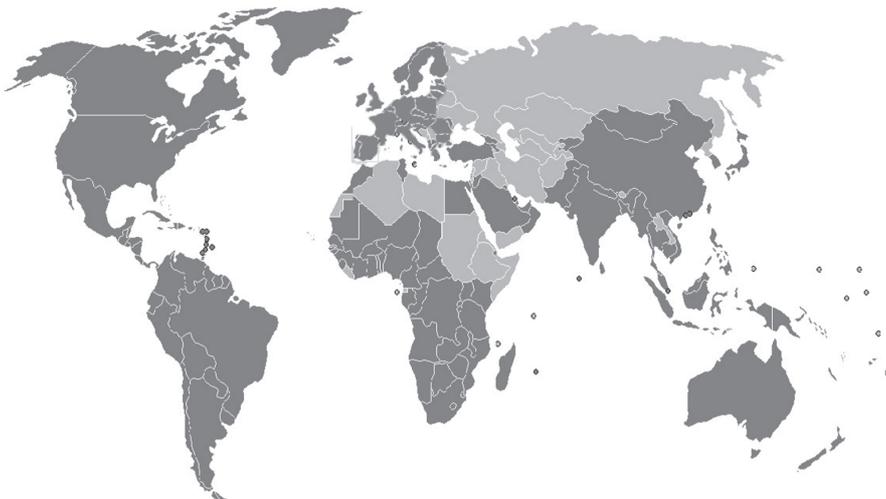
世界貿易機関 (WTO)

◆WTOとは

WTO(世界貿易機関World Trade Organization)は国際貿易に関するルールを取り扱う唯一の国際機関で、1995年に設立されました。2009年9月現在、153の国・地域が参加しています。

WTOの前身はGATT(関税と貿易に関する一般的協定)と呼ばれる国際協定です。第二次世界大戦後、戦前の閉鎖的な経済(ブロック経済・保護主義)が世界の経済活動を縮小させ、国際的な対立を激化させたことで戦争を引き起こしたとの反省から、国際協力と自由貿易をめざして作られました。GATTが協定(Agreement)にとどまったのに対し、WTOは機関(Organization)であるのが根本的な違いです。

●● WTO加盟国(153ヶ国：2009年) ●●



●● WTO協定の構成 ●●

WTO協定は本体及び附属書の各種協定から構成されています。附属書は1から4まであり、うち附属書1～3は一括受諾の対象とされています。

本体	
世界貿易機関を設立するマラケシュ協定	
多角的貿易協定	
附属書1	附属書1 A 物品の貿易に関する多角的協定 1994年の関税及び貿易に関する一般協定 [1994年のGATT] 1947年のGATT 1947年のGATTの下で効力を生じた法的文書 解釈と理解 マラケシュ協定書 一譲許表 農業に関する協定 [農業協定] 衛生・植物検疫措置に関する協定 [SPS協定] 貿易の技術的障害に関する協定 [TBT協定] 貿易関連投資措置に関する協定 [TRIMs協定] 第6条の実施に関する協定 [アンチ・ダンピング協定] 第7条の実施に関する協定 [関税評価協定] 船積み前検査に関する協定 [PSI協定] 原産地規則に関する協定 [原産地協定] 輸入許可手続きに関する協定 [ライセンス協定] 補助金・相殺措置に関する協定 [補助金協定] セーフガードに関する協定 [セーフガード協定] 附属書1 B サービスの貿易に関する一般協定 [GATS] 一約束表 附属書1 C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 [TRIPS協定]
附属書2	紛争解決に係る規則及び手続に関する了解 [DSU]
附属書3	貿易政策検討制度 [TPRM]
附属書4	複数国間貿易協定 民間航空機協定 政府調達に関する協定

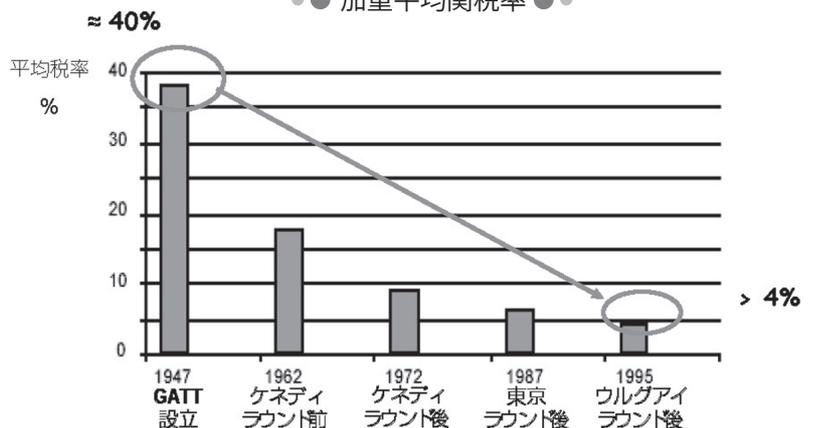
(政府資料より)

◆WTOの目的

WTOの目的は、物品・サービスなどの貿易がルールに基づいて円滑に行われることを助け、加盟国間の貿易紛争を解決し、さらに多国間貿易交渉(通常「ラウンド」と呼ばれます)を開催することを通じて、自由で公正な貿易を進めていくことです。

現在行われている貿易交渉(ドーハ・ラウンド)は2006年末までの合意を目指していましたが、米国やEU、インド、ブラジルをはじめとする主要国間の立場の違いが埋まらず、交渉が難航しています。

●● 加重平均関税率 ●●

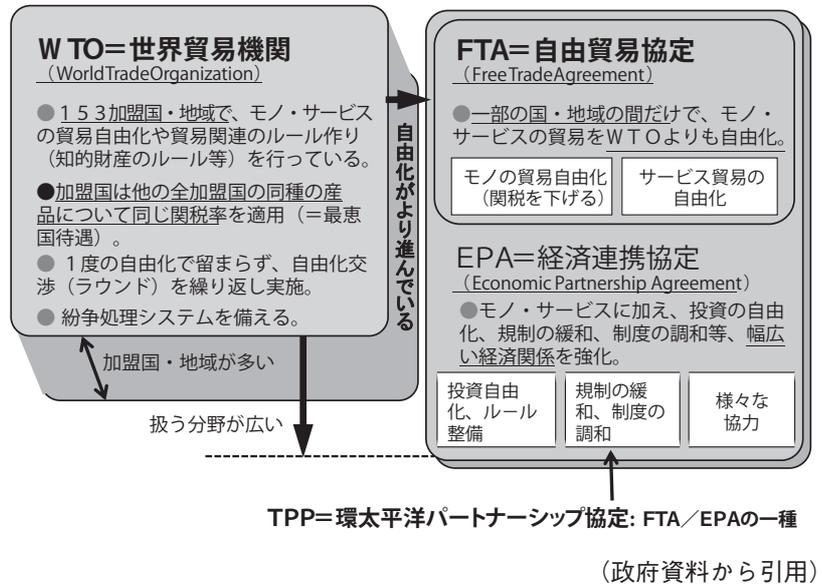


(WTO資料より)

自由貿易協定(FTA)、経済連携協定(EPA)

◆WTOの無差別原則の例外

WTO加盟国は、他国の物品・サービスなどを無差別に扱う義務を負っています。FTA(自由貿易協定)やEPA(経済連携協定)を締結すれば参加国同士に限った有利な取り扱いができますが、WTOの無差別原則を骨抜きにしないために加盟国には、厳しい要件が課されます。最も重要な要件は「参加国間で『実質上すべての貿易』について関税を撤廃しなければならない」ことで、一般的には貿易全体の90%以上かつ主要な貿易分野の全てを網羅するものと理解されています。

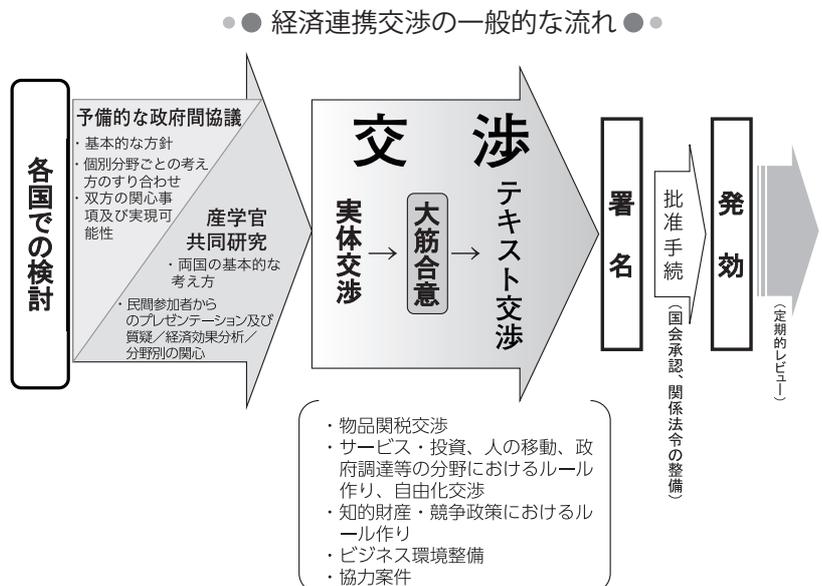


WTO協定上、FTAやEPAで「実質上すべての貿易」について関税撤廃が要求されるのは10年先であって、即時ではありません。また、「実質上すべて」で関税撤廃できれば、その他の物品については10年以上先でも可とされます。(例えば、米・豪FTAでは米国の砂糖と乳製品は除外され、牛肉は18年の猶予期間が設けられました。米豪間では米国は農産品保護派となっています。こうした国際交渉においては、建前とは別に、具体的な内容は交渉によって決まっていくことになります。)

◆検討から発効までの流れ

一般的な交渉の流れとして、まずは各国において協定の検討が行われた後に、政府間での予備的な協議・研究や政府に産業界や学識者の代表を加えた産学官共同研究会の開始に合意します。その後、一定期間の協議・研究の結果、両国において協定締結が望ましいと判断された場合に、政府間で正式に交渉を開始することになります。

交渉では、全体交渉と分野毎での専門家会合を開いて議論を行い、主要な論点について両国間で合意した段階で、大筋合意を公表します。その後、残された細かい論点を議論し、条文等の調整作業のためのテキスト交渉が行われ、署名に至ります。署名後、国内での批准手続きを経て発効となります。



アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) 構想

アジア太平洋自由貿易圏 (Free Trade Area of Asia-Pacific) とは、アジア太平洋経済協力会議 (APEC) の加盟国全域において、自由貿易圏を構築しようとする構想です。

2009年のAPEC (シンガポール) でFTAAP実現に向けた道筋を探求していくことで合意され、2010年11月のAPEC (横浜) で下の3つの道筋が発表されました。

『我々は、今こそ、APEC が FTAAP を、野心的なビジョンからより具体的なビジョンへと転換していく時期であることに合意した。』

『FTAAP は、中でも ASEAN+3、ASEAN+6 及び環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定といった現在進行している地域的な取組を基礎として更に発展させることにより、包括的な自由貿易協定として追求されるべきであると信じる。』

『地域経済統合の課題の更なる進展を通じ、APEC は、物品、サービス及びビジネス関係者が国境内で及び国境を越えて途切れることなく移動し、並びに活発なビジネス環境が一層可能となる、より経済的に統合された共同体の創設を追求する。』

APEC首脳会議「アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) への道筋 (仮訳)」より抜粋

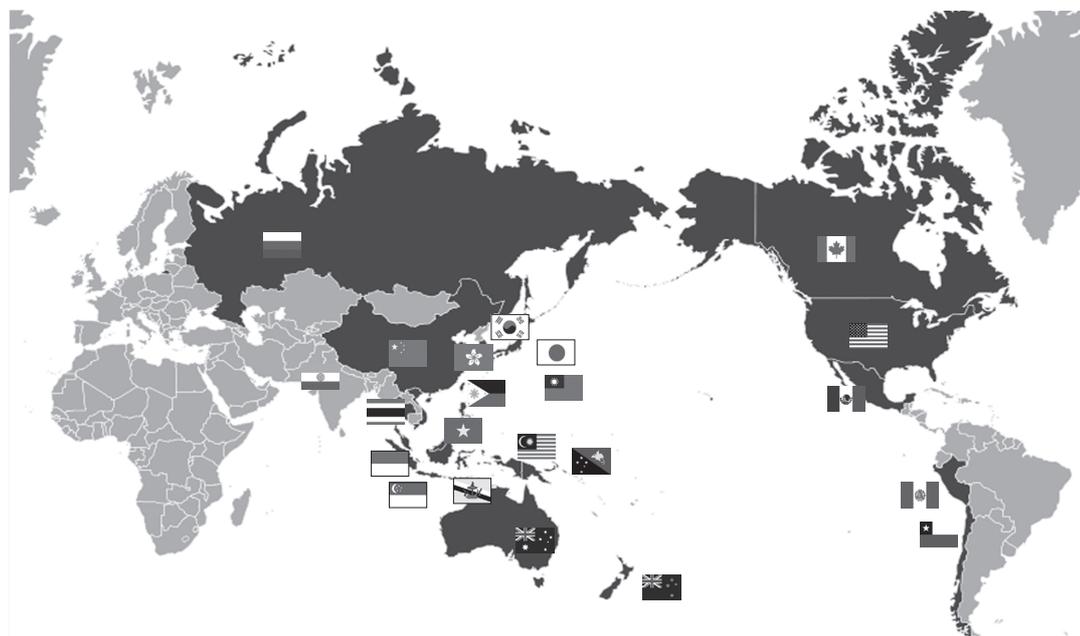
◆アジア太平洋経済協力会議 (APEC; Asia-Pacific Economic Cooperation とは)

アジア太平洋地域の21の国と地域(*)が参加する経済協力の枠組みで、世界全体のGDPの約5割、人口の約4割を占めています。アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄に向けて、貿易・投資の自由化、ビジネスの円滑化、人間の安全保障、経済・技術協力等の活動を行っています。

▶世界経済の中での構成比 (2009年)

世界人口 (67.3億人) の内	40.4%
世界経済 (57.8兆ドル) の内	55.1%
日本との往復貿易額 (1.1兆ドル) の内	70.8%
日本の直接投資残高 (0.74兆ドル) の内	59.8%

(JETRO資料より作成)



(*) オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、中国、中国香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、チャイニーズ・タイペイ、タイ、アメリカ、ベトナム

東アジア自由貿易圏 (EAFTA) 構想

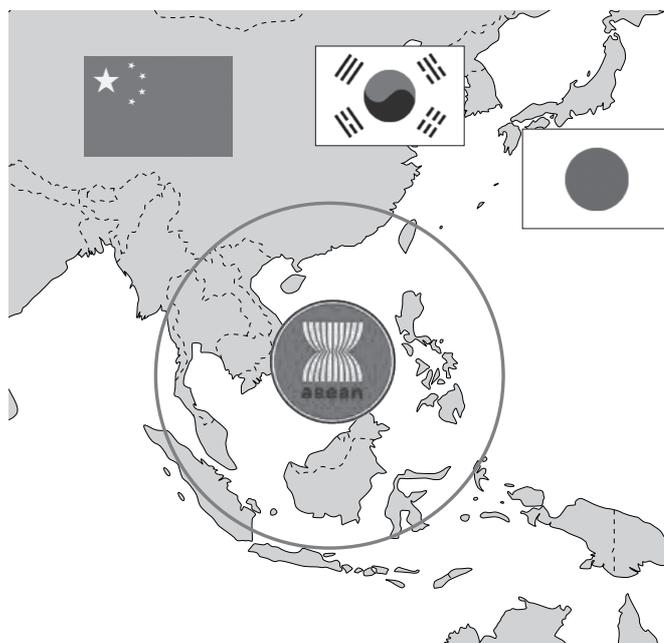
東アジア自由貿易圏(East Asia Free Trade Area)とは、ASEAN※+3(日、中、韓)において自由貿易圏を構築しようとする構想で、2005年に中国より提案されました。

2010年8月のASEAN関連経済大臣会合にて、中国から貿易円滑化に関するロードマップが提案されました。

▶世界経済の中での構成比(2009年)

世界人口(67.3億人)の内	31.2%
世界経済(57.8兆ドル)の内	21.4%
日本との往復貿易額(1.1兆ドル)の内	38.9%
日本の直接投資残高(0.74兆ドル)の内	19.4%

(JETRO資料より作成)



東アジア包括的経済連携 (CEPEA) 構想

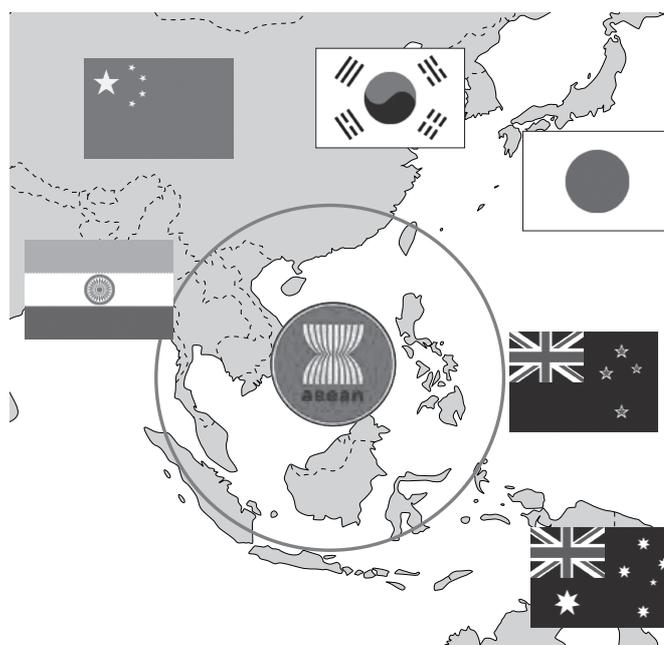
東アジア包括的経済連携(Comprehensive Economic Partnership in East)とは、ASEAN+6(日、中、韓、印、豪、NZ)での経済連携に関する構想で、2007年に日本より提案されました。関税削減だけでなく投資、知的財産、経済協力なども含みます。

2010年8月のASEAN関連経済大臣会合にて、日本からコンセプトペーパーが提案されました。

▶世界経済の中での構成比(2009年)

世界人口(67.3億人)の内	49.2%
世界経済(57.8兆ドル)の内	25.6%
日本との往復貿易額(1.1兆ドル)の内	45.9%
日本の直接投資残高(0.74兆ドル)の内	25.3%

(JETRO資料より作成)



※東南アジア諸国連合(Association of South - East Asian Nations)は、東南アジア10ヶ国の経済・社会・政治・安全保障・文化での地域協力機構。本部はインドネシアのジャカルタ。域内人口は約5.8億(2005年)と多く、近年の経済成長により、欧州連合(EU)、北米自由貿易協定(NAFTA)、中国、インドと比肩する存在になりつつある。

環太平洋戦略的経済連携協定 (P4 協定)

環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP ; Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement) とは、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイによって既に2006年から発効している経済連携協定で、物品・サービスの貿易、政府調達、知的財産権など幅広い分野を対象とする包括的な内容となっています。

略称はTPPですが、現在、米国などを含めて交渉が行われている「TPP」と区別するため、通称「P4協定」と呼ばれています。



◆自由貿易のトップランナー

貿易自由化に熱心な国々が、将来のAPEC全体のFTA協定への発展を企図して「戦略的」に結んだ協定と言われており、物品の貿易については、100%の自由化を目指しています。

一方で、段階的な関税の撤廃や、サービス貿易に関する章のブルネイへの非適用など柔軟な対応も行われています。(実際の関税撤廃時期は下表のようにシンガポール2006年、ニュージーランド2015年、チリ2017年、ブルネイ2015年と各国の事情が配慮されています。)

今後、参加国が拡大していく中で「実験的なトップ集団」としてのP4協定も柔軟化が求められ、性格が変質していく可能性もあると言われています。

●●「P4協定」の構成●●

前文		第12章	サービス貿易
第1章	設立条項	第13章	一時的入国
第2章	定義	第14章	透明性
第3章	物品の貿易	第15章	紛争解決
第4章	原産地規則	第16章	戦略的連携
第5章	税関手続き	第17条	行政および制度条項
第6章	貿易救済措置	第18条	一般条項
第7章	衛生植物検疫措置	第19条	一般例外
第8章	貿易の技術的障害	第20条	最終規定、環境協力協定 労働協力に関する覚書 その他
第9章	競争政策		
第10章	知的財産		
第11章	政府調達		

出所：TPP

●● P4協定の関税撤廃スケジュール ●●

ブルネイ	チリ	ニュージーランド	シンガポール
発効時92%	発効時89.39%	発効時96.5%	発効時100%
2010年1.7%	2009年0.94%	2008年0.03%	
2012年1.1%	2011年0.29%	2010年1.54%	
2015年5.2%	2015年0.12%	2015年1.92%	
	2017年9.26%		

注：撤廃は1月1日付けである。

出所：New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade(2005),
The New Zealand-Singapore-Chile-Brunei Darussalam Trans-Pacific Strategic
Economic Partnership

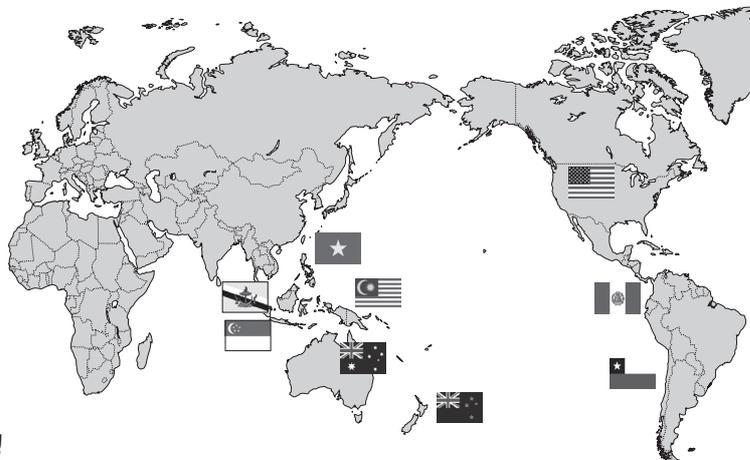
環太平洋連携協定 (TPP) 交渉

環太平洋連携協定¹(TPP; Trans-Pacific Partnership)交渉とは、「P4協定」の4カ国に、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシアを加えて行われている協定の改定交渉です。今後、他のASEAN諸国やカナダなど、参加国が拡大していった場合には、この地域の国際ルールとなっていく可能性もあります。

▶世界経済の中での構成比(2009年)

世界人口(67.3億人)の内	7.4%
世界経済(57.8兆ドル)の内	27.7%
日本との往復貿易額(1.1兆ドル)の内	25.2%
日本の直接投資残高(0.74兆ドル)の内	40.6%

(JETRO資料より作成)



◆交渉の中で予想される各国からの要望

オブザーバー参加が認められておらず、政府でも十分な情報は得られない状況です。伝聞情報では、関税交渉については「バイ方式²」「マルチ方式³」とも並存して行われている模様です。最終的にいかなる形で一つにまとめるかについては定かではありません。

関税の他にも政府調達、知的財産、競争政策、投資、環境、労働、紛争解決など広範な分野が網羅される形で交渉が組織されています。交渉に参加した場合、これまでの二国間交渉の中での懸案となった事項について、改めて協議を求められる可能性があります。各国との交渉の中での要望項目は次のようなものがあります。

規制改革等に関する主な要望の例 (内閣官房資料より引用)

- EU 先進安全自動車技術指針、建築用木材基準、政府調達、医療機器、電子機器(含む通信端末機器)、航空輸送、自動車、医薬品、化学品、化粧品、食品安全、酒類、投資、金融サービス等に関する非関税措置への対応。
- 米国 通信、情報技術、医療機器・医薬品、金融サービス、競争政策、商法及び司法制度改革、流通、保険分野における制度等の見直し。SPS措置等の国際基準への調和に関する要望。
- 中国 農産物輸入解禁、食品検疫の基準(ポジティブリスト)の見直し。
- 韓国 のり(水産物)IQ制度の運用改善等、活魚車の日本国内乗り入れ、港運の事前協議等。

自然人の受入れに関する主な要望の例 (内閣官房資料より引用)

- インドネシア、フィリピン 看護師・介護福祉士候補者受入れ制度の改善(滞在期間の延長、国家試験のあり方の見直し、日本語予備教育の実施)、等級制による看護師資格の付与等
- タイ スパセラピスト・介護福祉士の受入れ
- ベトナム 看護師・介護福祉士の受入れ
- インド フィリピン・インドネシアと同様の看護師の受入れ、資格相互承認(医師・歯科医師・看護師・会計士・建築士)
- 韓国 国家技術資格(放送通信技士、自動車整備技士、電算応用機械製図技能士等)の相互承認
- 中国 訪日査証発給の円滑化、技術実習生協力の推進

¹新聞各社で呼称が異なっていますが、日本生協連は既存の「P4協定」との混同を避けるため、内閣官房の呼称に合わせて「環太平洋連携協定; Trans-Pacific Partnership」とします。

²「バイ方式」=既存の二国間FTAがある場合はそれを維持し、FTA未締結の国との間で、二国間での自由化交渉を行う。

³「マルチ方式」=既存の二国間FTAとは関係なく多国間で自由化交渉を行う。

TPP 交渉の作業部会の配置

TPP交渉においては、現時点では24の作業部会が設置されていますが、今後の交渉の進み具合によっては作業部会の再編成があります。また、作業部会ごとに協定テキストの「章立て」が行われるとは限らず、今後の交渉次第で複数の作業部会の成果が一つの章に統合され、または「分野横断的事項」作業部会のように作業部会の成果が複数の章に盛り込まれる可能性もあります。

首席交渉官協議

*市場アクセス (工業)		*市場アクセス (繊維・衣料品)		*市場アクセス (農業)	
*原産地規則	*貿易円滑化	*SPS (衛生植物検疫)		*TBT (強制規格, 任意規格及び 適合性評価手続)	
*貿易救済 (セーフガード等)	*政府調達	*知的財産		*競争政策	
*サービス (越境サービス)	*サービス (金融)	*サービス (電気通信)	*サービス (商用関係者の移動)		
*電子商取引	*投資	環境		労働	
*制度的事項	*紛争解決	*協力		「分野横断的事項」	

(注) *印は、日本のEPAにおいて、独立の章として盛り込まれたことのある分野。

◆交渉の進行状況

大半の分野においてテキストに基づく交渉が行なわれている模様ですが、交渉中のTPP協定条文案については、これまで一切公表されていません。しかし、一般的にはFTA交渉においては最近締結したFTA条文案を基本に交渉が行われることが多いため、TPPの条文案の基礎となるのはP4協定の条文案やTPP交渉参加国が最近締結したFTAの条文案などとなる可能性があります。なお、「分野横断的事項」については従来のFTAにはない新しい分野であるため前例となる条文案はありません。

物品市場アクセス (対応する作業部会: 市場アクセス(工業, 繊維・衣料品, 農業))

▶物品市場アクセスとは

締約国間で輸入産品に対して課されている関税を削減・撤廃するルール・スケジュールを定めます。

▶TPP交渉における取り扱い

- (1) 基本的に、アジア太平洋地域における高い水準の自由化が目標であり、このため、今まで締結した二国間FTAより高い水準の自由化が目指されています。
- (2) センシティブ品目については原則として除外や再協議はないとの考えもある一方で、各国の状況によって個別の対応を考える必要性は認めるとの考え方を示す国もあります。
- (3) 市場アクセスのオファーについては、同一のオファーを他の全ての参加国に提示する方法と、相手毎に異なるオファーを提示する方法が並立しており、最終的に譲許表を一本化するかどうかという点については考え方の完全な一致は得られていない模様です。
- (4) これまでの日本のEPAでの日本側の約束は、品目ベースで85%前後の関税撤廃となっています。

原産地規則

▶原産地規則とは

関税の減免は、締約国で生産したもの(原産品)にしか認められません。輸入品に協定上の特惠税率を適用する前提となる「締約国の原産品」として認められるための条件及び証明手続などを定めるものです。

▶TPP交渉における取り扱い

現状では各交渉国間のFTA毎に異なる原産地規則が存在するため、TPPでは新たな原産地規則について今後議論される模様です。

貿易円滑化

▶貿易円滑化とは

国境を越える物流を阻害する要因を取り除き、貿易にかかるコストを引き下げするため、各国間の貿易取引に関して貿易規則の透明性の向上、貿易手続の簡素化・国際標準への調和化などを図るものです。

▶TPP交渉における取り扱い

貿易に関する法令等の公表、貿易手続の電子化、各国当局間での協力などについて議論されています。

衛生植物検疫 (SPS; Sanitary and Phytosanitary)

▶SPSとは

- (1) 食品の安全性を確保するために安全基準を設定して検査を行うことや、動植物についての病虫害の侵入を防止するために実施する検疫措置などのことです。
- (2) WTOでは、衛生植物検疫措置が必要以上に貿易制限的に運用されることのないよう、WTO・SPS協定において透明性の確保やSPS委員会での協議といったルールを定めています。
- (3) WHO/FAOの下にある食品規格委員会(Codex)や国際獣疫事務局(OIE)などの国際機関が衛生植物検疫措置に関する国際的な基準を作成しています。WTO・SPS協定は、この国際的な基準に基づいて自国の衛生植物検疫措置を定めることとしつつ、科学的に正当な理由がある場合には、国際的な基準よりも高いレベルの措置を講ずることができるとしています。

▶TPP交渉における取り扱い

WTO・SPS協定の対象となっている手続の迅速化や透明性の向上等が議論されています。これまでの日本のEPAでは、WTO・SPS協定上の権利・義務の再確認、情報交換のための委員会設置などを規定しています。

強制規格、任意規格及び適合性評価手続 (TBT; Technical Barriers to Trade)

▶TBTとは

- (1) 貿易の技術的な障害のことです。強制規格(法令により遵守が義務づけられている規格)、任意規格(遵守が義務づけられていない規格)、適合性評価手続(強制規格又は任意規格の要件を満たしていることを決定するための手続)を対象とします。
- (2) WTOでは、各国の強制規格、任意規格、適合性評価手続が国際貿易の不必要な障害となることのないよう、WTO・TBT協定において国際貿易に不必要な障害の排除、透明性の確保、国際規格の尊重などのルールを定め、TBT委員会において個別政策の協議が行われています。
- (3) また二国間では、相互に相手国の適合性評価の結果を認める相互承認協定が結ばれることもあります。

▶TPP交渉における取り扱い

基準の策定過程において相手国の利害関係者の参加を認めることや、一般からの重要なコメントへの回答を開示することによる透明性の向上などが議論されています。これまでの日本のEPAでは、WTO・TBT協定上の権利・義務の再確認、情報交換のための委員会設置などを規定しています。

貿易救済(セーフガード等)

▶貿易救済(セーフガード等)とは

- (1)ある製品の輸入が急増し、同種又は直接的に競合するを生産する国内産業に被害が生ずるような場合、一時的に協定上の義務(関税の削減措置等)を停止し、国内産業を保護するために取られる緊急措置等のことです。
- (2)WTOセーフガードは、輸出国がどこであるかを問わず輸入が急増した場合に発動され、輸出国の如何を問わず全WTO加盟国に適用されます。しかし、FTAセーフガードは、相手国からの輸入が急増した場合に、その相手国原産品に対してのみ発動されます。

▶TPP交渉における取り扱い

様々な議論が出されており、議論は収斂していない模様です。これまでの日本のEPAでは、基本的にWTOの規定に準拠しますが、中にはWTOよりも厳しい要件を定めるものもあります。

政府調達

▶政府調達とは

- (1)政府や自治体などによる物品やサービスの調達に関する国際的なルールとしては、WTOの「政府調達に関する協定(GPA)」があります。GPAは、調達を行うにあたっては、自国の供給者に与える待遇と、他の締約国の供給者に与える待遇との間で差を設けないこと(内国民待遇)を原則としています。また、調達する物品・サービスの仕様や入札の参加資格を定める際、あるいは入札を実施する際の原則などについて規定しています。
- (2)WTOにおいては、現在GPAの改正交渉が行われており、改正条文案が暫定的に合意されている段階です。(改正点としては、電子手段の使用の推奨、途上国に与えられる待遇の明確化、複雑な条文規定の整理など。)

▶TPP交渉における取り扱い

WTOのGPA改正交渉の条文案で規定されている事項について議論が行われています。(TPP交渉参加国の中でGPAの締約国は米国とシンガポールのみ)。日本はGPAに加盟し、これまでのEPAでもGPA並みの規定を確保しています。

知的財産

▶知的財産とは

- (1)知的財産を保護するため、模倣品や海賊版に対して、税関や権利者が適切な手続きを取ることができる制度を定めることです。
- (2)知的財産に関する国際ルールには、世界的著作権機関(WIPO)所管のパリ条約(特許、商標等の産業財産権分野における基礎的条約)及びベルヌ条約(著作権分野における基礎的条約)をはじめ、WTO設立協定附属書の一つであるTRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)等があります。
- (3)各国のEPA/FTAにおいても知的財産章が設けられる例が多く、その内容としては、例えば知的財産の十分な保護、知的財産権が侵害された場合に税関や権利者が適切な手続きをとることが出来る制度等が規定されます。

▶TPP交渉における取り扱い

TRIPS協定の保護水準を上回る規定を設けるべきかどうか、そのような規定を設ける場合には如何なる水準とすべきか等について議論が行われています。これまでの日本のEPAでは、他の先進国と同種・同レベルの規定となっており、手続きの簡素化などについてTRIPSを越える規定もあります。

競争政策

▶競争政策とは

WTOで締結された協定には競争に関するものではありませんが、貿易・投資の自由化によって実現される利益がカルテル等の反競争的な行為によって阻害されることを防ぐため、それぞれの国において競争法が適切に執行されることが必要であり、そのためには競争当局間の効果的な協力が有益であるとの考え方に立って、各国のEPA/FTAにおいて競争章を設ける例が増えています。

▶TPP交渉における取り扱い

競争法及び執行、競争当局間の協力、公的企業及び指定独占、協議、紛争解決等の諸事項について議論が行われています。これまでの日本のEPAでは、他の先進国と同種・同レベルの規定があります。

サービス (対応する作業部会: 越境サービス, 金融, 電気通信, 商用関係者の移動)

▶サービスとは

サービスの貿易に関する一般協定(WTO/GATS)で加盟国間のサービス貿易の障害となるような措置を対象としたルールを規定しています。各加盟国はこれに基づき、サービス貿易に関する約束を実施します。EPA/FTAではWTOのルールもベースにしつつ更なる自由化を約束するものです。

▶TPP交渉における取り扱い

(1) サービス貿易

内外差別や締約国間での差別、数量規制といったサービス貿易に関連する措置を対象としたルールについて条文を作成中です。

(2) 金融サービス

金融サービスはその特殊性を踏まえ、独立したグループにおいて信用秩序の維持にかかる措置や自主規制団体等に関わる条文を作成中です。

(3) 電気通信サービス

電気通信サービスはその特殊性を踏まえ、独立したグループにおいて実質的な競争を促す等の観点から、通信インフラへの接続や利用の確保を義務づける等のルールについて議論が行われています。

(4) 商用関係者の移動

商用関係者の入国や滞在については、協定上の取り扱い(独立した章にするか等)を含めて議論されています。

電子商取引

▶電子商取引とは

電子商取引に関する包括的な国際ルールは存在しませんが、WTOで電子送信に対して関税を賦課しない慣行を維持することが宣言として採択されています。また、消費者保護や個人情報の保護については、OECDのガイドラインやAPECのフレームワークが存在します。

▶TPP交渉における取り扱い

デジタル製品^(注)に対する関税不賦課、無差別待遇(内国民待遇、最恵国待遇)、オンラインの消費者保護、電子署名・認証、貿易実務に係る文書の電子化等が議論されています。

(注) コンピュータ・プログラム、ビデオ、音楽などで、電子的に送信される製品。

例えば音楽のダウンロードなどがデジタル製品の電子商取引の具体例。

投資

▶投資とは

- (1) 投資受入れ国が外国からの投資家にも国内投資家と無差別の待遇を与えること、関係法令を公表し、透明性を確保することなどです。
- (2) WTOでは投資一般に関するルールは存在せず、これまで投資に関するルールは二国間の投資協定を中心に発展してきました。
- (3) 投資に関する主な規律としては、外国からの投資家の一連の投資活動(会社の設立・取得、経営・運営、売却・処分等)に対し、投資受入れ国が無差別待遇を与える義務のほか、関連法令の公表などを義務付ける透明性、投資家が協定の義務違反について締約国を国際仲裁に訴えることを認める投資家対国家の紛争解決手続等があります。

▶TPP交渉における取り扱い

交渉参加国がもつ投資関連協定をもとに規律の内容を比較・対照しながら、どのレベルに統一するか等について議論を行っています。例えば、法的安定性や予見性を高める等の観点から、保護を与える範囲や保護の内容、紛争が生じた場合の手続について検討が行われています。

環境

▶環境とは

FTAの中に環境保護のための一定の規律を盛り込むことがあります。一般に以下のような規定が見られます。

- (1) 貿易・投資の促進のための環境規制緩和の禁止
- (2) 高い環境保護水準の設定とその向上
- (3) 国際環境条約における義務の履行確保
- (4) 環境問題に関する締約国間の枠組み設置(評議会、委員会等)
- (5) 国民参加の機会提供
- (6) 環境分野における協力

▶TPP交渉における取り扱い

どのような要素を盛り込むかについて議論が行われている段階です。これまでの日本のEPAでは、環境章を設けた例はありませんが、投資章で投資活動を奨励する手段として環境規制を緩和すべきでないこと、協力章で環境分野を協力対象とする旨などを規定しています。

労働

▶労働とは

国際労働機関(ILO)メンバーとしての義務を再確認するとともに、国内法の効果的な執行、貿易や投資を促進する目的で労働法を緩和すべきでないこと等を規定するケースがあります。

▶TPP交渉における取り扱い

どのような要素を盛り込むかについて議論が行われている段階です。これまでの日本のEPAでは、労働章を設けた例はありませんが、投資章で投資活動を奨励する手段として労働基準を引き下げることは適切でない旨などを規定したものがありません。

制度的事項

▶ 制度的事項とは

当事国間の意思決定機関となる「合同委員会」の設置やその権限、開催頻度、コンタクトポイントなど、協定を円滑に運営するための事務的な規定です。

▶ TPP交渉における取り扱い

二国間FTA一般に見られる例にならない、合同委員会の設置や協定の運営に関する事務手続きに関する規定がおかれることが予想されています。これまでの日本のEPAにも同様の規定があります。

紛争解決

▶ 紛争解決とは

協定解釈の不一致などによる当事国間の紛争を協議や仲裁によって解決する際の手続を定めることです。

▶ TPP交渉における取り扱い

一般的な例にならない、紛争解決関連の規定がおかれることが予想されています。これまでの日本のEPAにも同様の規定があります。

協力

▶ 協力とは

合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に対して、技術支援や人材育成等を行うものです。

▶ TPP交渉における取り扱い

途上国への特別の配慮は行わず全参加国が同等の義務を有することになるか、他のFTAに一般的に見られる規定がおかれるか、現時点では詳細は不明です。これまでの日本のEPAでも協力章を設け、人材育成の支援等を規定しています。

分野横断的事項

▶ 分野横断的事項とは

従来の縦割り型の分野別交渉では手当されない複数の分野にまたがる規制や規則が通商上のハードルとなって貿易や投資のコストを上げているとの企業の声に応え、新しい交渉分野として取り上げられました。中小企業にとっても使いやすいFTAを目指すとして、TPP交渉における重要分野の一つとされています。

▶ TPP交渉における取り扱い

いまだブレイクストームの段階にありますが、主として以下の3つの論点を中心に議論されています。

(1) 規制制度間整合

同一物品に対して適用される基準(食品安全基準)が国によって異なったり、重複する規制が国内規制当局によって適用されたりすることから生じる企業負担を減らすために、今後新たな規制を導入する前に当事国の規制当局同士の対話や協力を確保するメカニズムの構築を目指す議論が行なわれています。

(2) 中小企業によるFTA促進

FTAのメリットを十分に享受できていない中小企業が多いとの指摘から、中小企業がTPPを活用することを念頭にすべての章の規定をチェックし、この観点から規定を改善しようとするものです。

(3) 競争力の向上

貿易・投資のコスト低減を通じて、FTAの下で物品やサービスを輸出する企業の競争力を高めるには何をすべきか、分野横断的な視点から考えることが目的とされています。

TPP論議の4つの背景

今日のTPP論議には、下の表のように、4つの背景を見ることができます。

第一に、日本がかかわる多角的な貿易交渉の流れです。1986年のガット・ウルグアイ・ラウンド開始から、WTO条約を経て、いま模索されている東アジア・東南アジア・環太平洋地域での経済連携に至ります。

第二に、日米交渉です。農産物や工業製品をめぐる通商交渉から、より包括的な経済連携に至る流れです。

第三に、日本国内で経済界の強い後押しもあって進められてきた経済・規制改革です。1980年代初頭の臨時行政調査会(臨調)から、総合規制改革会議などを経て、今日の行政刷新会議のもとに設置されている規制・制度改革分科会に至るいろいろな分野での自由化・民営化の流れです。

最後に、農政改革です。1986年の農政審議会答申「21世紀へ向けての農政の基本方向」から、1999年の食料・農業・農村基本法を経て、いま論議が続けられている「食と農林漁業の再生推進本部」に至ります。

対外経済交渉		国内経済改革	
多国間・地域交渉	日米経済交渉	経済・規制改革	農政改革
1986ガット・ウルグアイ・ラウンド	1985日米市場指向の分野別協議(MOSS協議) 1989日米構造協議(SII)	1981臨調設置 1983臨調最終答申 1983行革審設置 1986前川レポート 1988行革審経済分野規制緩和答申	1986農政審議会答申
1993ガット農業合意 1995WTO設立 1996米農業法 1999WTOシアトル閣僚級会議 2000日本提案	1993、日米間の新たな経済パートナーシップのための枠組み(包括的協議) 1997、規制緩和と競争政策に関する日米間の強化されたイニシャティブ	1993平岩レポート 1993行革審最終答申 1995規制緩和推進計画決定 1996規制緩和と小委員会設置 1998規制緩和推進3か年計画決定 1999規制改革委員会設置	1992新しい食料農業農村政策 1995食糧法廃止、食糧法施行 1995農業基本法に関する研究会(96報告) 1997食料農業農村基本問題調査会設置(98答申) 1999食料農業農村基本法 2000食料農業農村基本計画決定
2001ドーハ・ラウンド開始 シンガポールを皮切りに、ASEAN、豪、印とEPA交渉推進 ASEAN+3(EAFTA)、ASEAN+6(CEPEA)、FTAAP論議	2001成長のための日米経済パートナーシップ(規制改革および競争政策イニシャティブ) 2004米豪FTA 2007米韓FTA 日豪、日米EPA交渉	2001規制改革推進3か年計画決定、総合規制改革会議設置 2004規制改革・民間開放推進3か年計画決定、規制改革・民間開放推進会議設置 2007規制改革推進3か年計画決定、規制改革会議設置 2010行政刷新会議規制・制度改革分科会設置 2010新成長戦略決定 2011規制・制度改革分科会報告を経て、政府方針決定	2004日経調・農政の抜本改革提案 2005新たな食料農業農村基本計画決定 2008食料自給率問題沸騰 2010新たな食料農業農村基本計画決定 2011食と農林漁業の再生実現会議報告を経て、行動計画の策定

TPP をめぐるこの間の主な経過

2010.6 政府の「新成長戦略」の中に「アジア太平洋自由貿易圏の構築を通じた経済連携戦略」が掲げられました。

新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)該当部分

10.アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の構築を通じた経済連携戦略

アジア諸国を含めた主要国・地域との経済連携の進め方などの検討を行い、2010年秋までに「包括的経済連携に関する基本方針」を策定する。上記基本方針を踏まえて、国内産業との共生を目指しつつ、関税などの貿易上の措置や非関税措置(投資規制、国際的な人の移動に関する制限等を含む)の見直しなど、質の高い経済連携を加速するとともに、国内制度改革等を一体的に推進する。

特に、「東アジア共同体構想」の具体化の一環として、2010年にAPEC(アジア太平洋経済協力)をホストする機会を通じて、アジア太平洋を広く包含するFTAAP(アジア太平洋自由貿易圏)の構築のためのあり得べき道筋を探求するに当たって強いリーダーシップを発揮する。

2010.9 「新成長戦略実現会議」を設置し、EPA(経済連携協定)基本方針の検討が開始されました。

2010.10 菅首相が所信表明演説でTPPへの参加を検討し、11月のAPEC首脳会議までに決定する方針を表明しました。

総理所信表明演説(平成22年10月1日)該当部分

(東アジア地域の安定と繁栄に向けて)

この秋は、我が国において、重要な国際会議が開催されます。生物多様性条約に関するCOP10では、議長国としての重要な役割を果たします。また、私が議長を務めるAPEC首脳会議では、米国、韓国、中国、ASEAN、豪州、ロシア等のアジア太平洋諸国と成長と繁栄を共有する環境を整備します。架け橋として、EPA・FTAが重要です。その一環として、環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指します。東アジア共同体構想の実現を見据え、国を開き、具体的な交渉を一步でも進めたいと思います。

2010.11 日本経団連、経済同友会、日本商工会議所の経済3団体はTPPへの早期参加を政府に促す緊急集会を開催し、共同声明を採択しました。

2010.11 JA全中などで行く実行委員会は「TPP交渉への参加に反対し日本の食を守る全国緊急集会」を開催しました。

2010.11 「包括的経済連携に関する基本方針」が閣議決定されました。

包括的経済連携に関する基本方針(平成22年11月9日閣議決定)該当部分

2.包括的経済連携強化に向けての具体的取組

我が国を取り巻く国際的・地域的環境を踏まえ、我が国として主要な貿易相手国・地域との包括的経済連携強化のために以下のような具体的取組を行う。特に、政治的・経済的に重要で、我が国に特に大きな利益をもたらすEPAや広域経済連携については、センシティブ品目について配慮を行いつつ、すべての品目を自由化交渉対象とし、交渉を通じて、高いレベルの経済連携を目指す。

(1)アジア太平洋地域における取組

アジア太平洋地域においては、現在交渉中のEPA交渉(ペルー及び豪州)の妥結や、現在交渉が中断している日韓EPA交渉の再開に向けた取組を加速化する。同時に、日中韓FTA、東アジア自由貿易圏構想(EAFTA)、東アジア包括的経済連携構想(CEPEA)といった研究段階の広域経済連携や、現在共同研究実施中のモンゴルとのEPAの交渉開始を可及的速やかに実現する。さらに、アジア太平洋地域においていまだEPA交渉に入っていない主要国・地域との二国間EPAを、国内の環境整備を図りながら、積極的に推進する。FTAAPに向けた道筋の中で唯一交渉が開始している環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については、その情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する。

2010.11 横浜APEC首脳会議が開催されました。

2010.12 「食と農林漁業の再生推進本部」(本部長・菅首相、全閣僚で構成)、「食と農林漁業の再生実現会議」などを設置。

TPPをめぐる今後の主な動き

TPP参加9カ国による交渉スケジュールは下のようにより予定されており、2011年11月の合意を目指して交渉が進められていきます。

日本政府は、交渉参加について6月までに結論を出すとして、影響の懸念されている国内農業に対する措置を検討するため、「食と農林漁業の再生推進本部」を設置し、計画策定を進めています。

2011年	TPP交渉	日本政府
2月	第5回交渉(チリ)	<ul style="list-style-type: none">・「開国フォーラム」開催(3月まで)・経済産業省の農業産業化支援ワーキンググループが報告書公表。
3月	第6回交渉(シンガポール)	<ul style="list-style-type: none">・行政刷新会議規制・制度改革分科会報告を経て、政府方針を決定・「食と農林漁業の再生推進本部」中間報告のとりまとめ
4月		
5月		
6月	第7回交渉(ベトナム)	<ul style="list-style-type: none">・「食と農林漁業の再生推進本部」基本方針の策定・TPP交渉への参加の是非について判断
7月		
8月		
9月	第8回交渉(米国)	
10月	第9回交渉(ペルー)	<ul style="list-style-type: none">・「食と農林漁業の再生推進本部」行動計画の策定
11月	APEC首脳会議(ハワイ)	



日本の貿易は どうなっているの？

TPPが話題になり始めた頃、「日本の第一次産業の割合は僅か1.5%」との発言が問題になっていたけど、同じような言い方をすると、第二次産業の割合も低下してきているわね。



それはともかくとして、「日本は貿易立国」とも言われるけど、**日本経済の内需と外需**の関係を見てみると、実は諸外国に比べて輸出依存度は低くて、分厚い内需に支えられた「内需大国」とも言えるの。

世界経済の規模は急速に大きくなり、貿易も活発になっているわ。そんな中で日本の「内需」は大きな成長が望めない。だから「アジアの成長力を取り込む」ことが必要と主張されているのね。

グローバル経済の中で、日本もFTAやEPAを積極的に締結してきているけど、**日本の既存EPA・FTAの特徴**としては、日本よりも経済規模の小さな国と、二国間で、例外品目を多く設けて結んできたということがあるわ。今話題のTPPは多国間交渉で、アメリカという大国が相手で、例外品目が設け難いと見られているの。だから、各方面から懸念の声が出されているのね。

日本の内需と外需

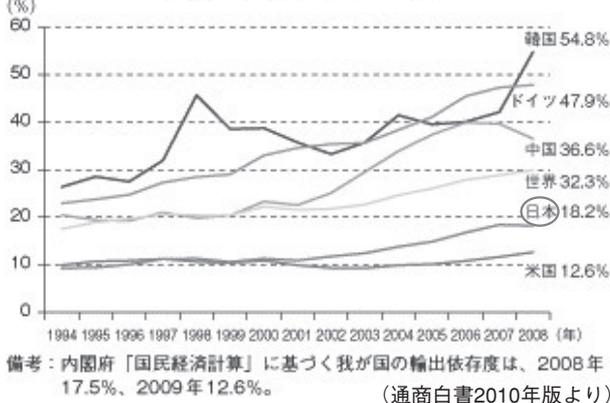
◆実は内需大国

「貿易立国」のイメージが強い日本ですが、輸出依存度は各国に比べて低く、実は分厚い内需に支えられた「内需大国」といえます。

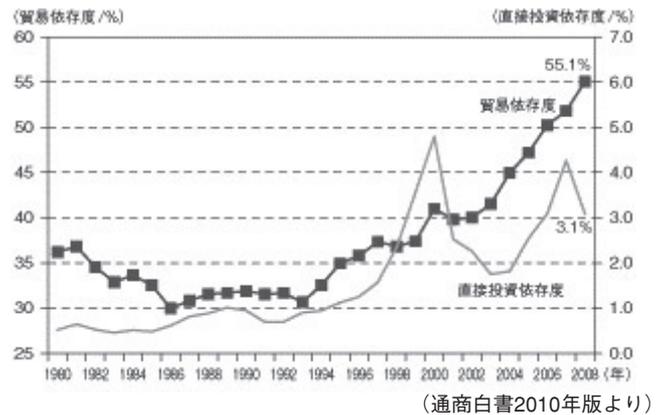
◆急速に進行するグローバル化

世界全体の市場規模は拡大しており、国際通貨基金(IMF)によると、世界全体の名目GDPは1980年の11.8兆ドルから、2009年には57.9兆ドルと、30年間で約5倍に拡大しています。世界全体のGDPに対する貿易、投資比率も伸びており、グローバル化が急速に進展してきています。

●● 各国の輸出依存度の推移 ●●



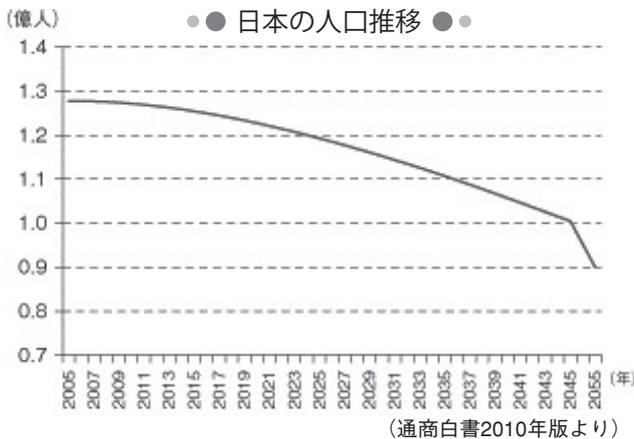
●● 世界の貿易依存度と直接投資依存度 ●●



◆大きな成長が見込めない「内需」

このような世界の中で、日本の内需は人口減少などの要因により、今後大きく成長することは望めないと考えられており、「アジアの成長力を取り込んで、経済を活性化していくことが必要」と主張されています。

●● 日本の人口推移 ●●



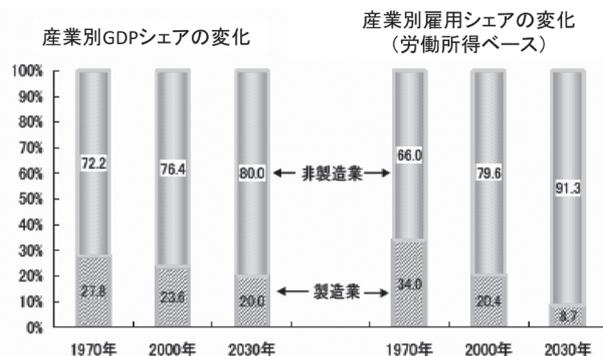
●● 日本の消費水準の推移 ●●



コラム

「モノづくり」のイメージが強い日本ですが、非製造業の方が構成比が高く、今後もこの傾向が進行していくと見込まれています。

(注) 1.1970年、2000年は国民経済計算の実績値。
2.2030年の雇用シェアは各部門に支払われた労働所得でみたもの。
3.産業別シェアには、鉱業、農林水産業を含まない。
出典：内閣府「日本21世紀ビジョン」



日本の既存FTA・EPAの特徴

◆日本のFTA比率は低い

日本の貿易総額に占めるFTA比率は16%と各国に比べて低くなっています。日本のFTA相手国は経済規模の小さな国が多く、経済大国(米国、EU)との間でFTAを締結している韓国と差がついています。

EPA / FTA取組状況：△交渉中、○署名済み、◎発効済み

FTA比率：FTA相手国(発効国及び署名済国)との貿易額が貿易総額に占める割合

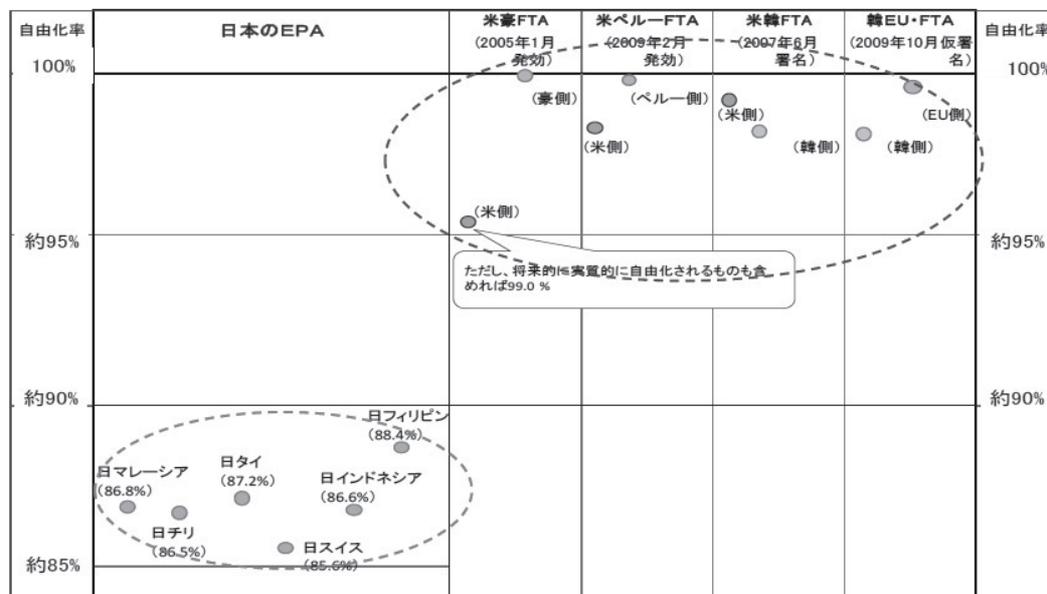
	EPA/ FTAの 数*	FTA 比率 *	日本	韓国	中国	米国	EU	ASEAN		インド	豪	NZ	カナダ	メキシコ	チリ	ペルー	スイス	GCC
								各国との個 別の 取組										
日本	11	16%		△ (中断中)				◎	7カ国と発効済	△	△			◎	◎	△	◎	△
韓国	7	36%	△ (中断中)			○	○	◎	1カ国と発効済	◎	△	△	△	△	◎	△	◎ EFTA	△
中国	8	21%						◎	1カ国と発効済		△	◎			◎	◎		△
米国	14	38%		○					1カ国と発効済 2カ国と交渉中		◎		◎ NAFTA	◎ NAFTA	◎	◎		◎ バーレーン、 オマーン △ UAE
EU ※1	29	76%		○				△	1カ国と交渉中	△			△	◎	◎	△	◎	△

※1 EUのFTA比率「76%」は域内貿易を含む。域外貿易のFTA比率は30%。

(政府資料より)

◆二国間FTAが中心で除外品目を多く設定

米国や韓国の締結しているFTAの自由化率が概ね95%以上であるのに対して、日本のFTAは86~88%前後となっています。



(注) 本表は、品目ベースの自由化率(10年以内に関税撤廃を行う品目が全品目に占める割合)を示したものの。

但し、我が国のEPAについて、貿易額ベースの自由化率(10年以内に関税撤廃を行う品目が輸入額に占める割合)を見ると概ね90%以上を達成。

日ブルネイ及び日スイスのEPAでは99%以上、日シンガポール、日マレーシア、日ベトナムのEPAでは約95%。

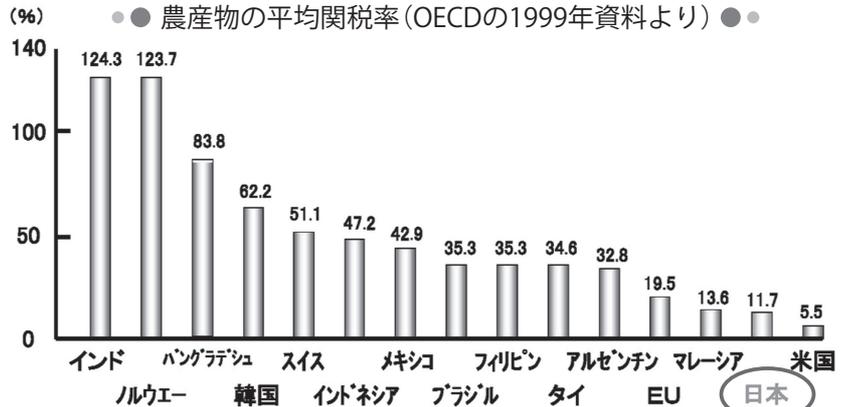
(政府資料より)

1 品目ベースの自由化率：10年以内に関税撤廃を行なう品目の全品目に対する割合

日本の農産物の平均関税率

日本の農産物の平均関税率については二つの異なる数字が出されています。

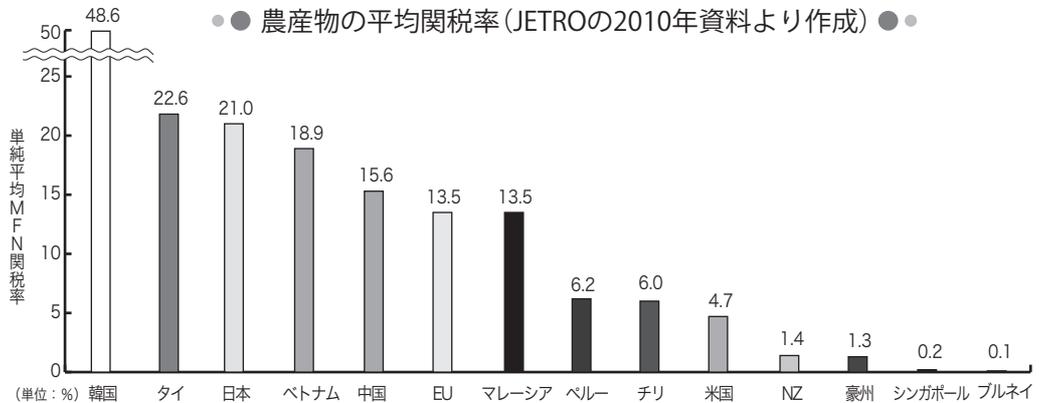
一つは経済開発協力機構(OECD)の1999年のレポートによるもので、日本の農産物の平均関税率は11.7%とされています。米国より高いものの、EUなどよりも低いことから、「既に十分『開国』されている」との主張の論拠として引用されています。ただし、日本のコメのように1996年に輸入実績の無い品目については、算出に含まれていません。



①出典: OECD「Post-Uruguay Round Tariff Regimes」(1999)
②タリフライン毎の関税率を用いてUR実施期間終了時(2000年)の平均関税率(貿易量を加味していない単純平均)を算出
③関税割当設定品目は除外税率を適用。この場合、従量税については、各国がWTOに報告している1996年における各品目の輸入価格を用いて、従価税に換算。
(注)1996年において輸入実績がない品目については、平均関税率の算出に含まれていない。

もう一つは世界の関税率データベースから作成した2010年の資料で、日本の農産物の平均関税率は21.0%とされています。米国4.7%、豪州1.3%に比べて高く、「『開国』する必要がある」との主張の論拠として引用されています。

(右のグラフはWTO協定税率です。EPA/FTA締結国における税率は反映しておらず、例えば、韓国については米国やEUとのFTAで大半の関税撤廃を約束しています)

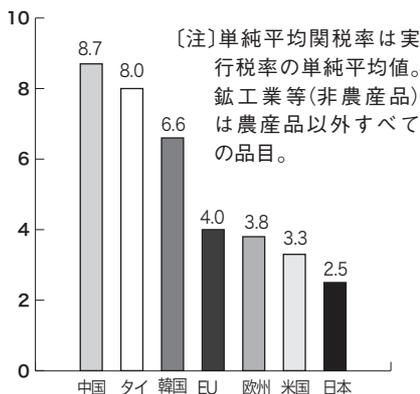


[注]MFN税率=WTO協定税率とは、最恵国待遇適用国(MFN=Most Favored Nation)への税率で、WTO加盟国および協定締結国に適用される。日本からの輸出品に一般的に適用されるのはこの税率。
[資料]"World Tariff Profiles 2010"(WTO、UNCTAD、ITC)、「World Tariff」(FedEx Trade Networks)から作成

コラム

日本の鉱工業品等(非農産品)の平均関税率は、世界で最も低い水準となっています。

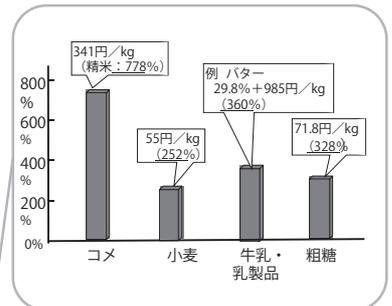
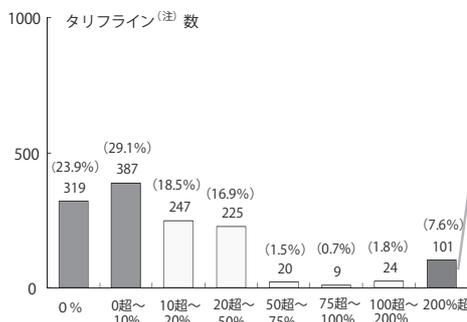
● ● 非農産品の平均関税率 (%) ● ●



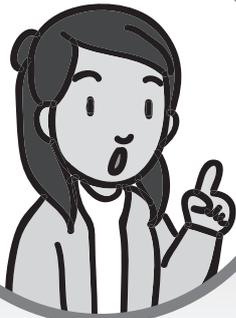
コラム

多くの農産品は関税率10%以下ですが、一部の品目が高関税となっています。

● ● 日本の農産品の関税率 ● ●



(注)タリフライン: 譲許表に掲載されている関税分類品目のこと。生産段階での各品目に対して、さらに様々な特長によって細かく分類がなされており、例えば、「コメ」という品目に関するタリフラインは17ある。



TPPに参加すると どうなるの？

TPPの経済的影響に関する試算については、内閣府による試算、農林水産省による試算、経済産業省による試算がそれぞれ公表されているの。でもね、TPPの内容自体が未だ具体的にないこともあって、試算の前提がバラバラで、結果も大きく異なるものになっているのよ。そういう段階にあることを理解した上で、数字を一人歩きさせず、参考資料として扱うのが良さそうね。



TPPに参加する意義としては、日本経済を活性化することができる、アジア太平洋地域でのルールづくりに参加することができる、日米関係を強化し台頭する中国に対抗することができる、EUなど他地域との交渉力も強まる、ことなどが挙げられているわ。グローバル経済の中で日本だけが脱落してはいけないという危機感が背景にありそうね。透明性の高い共通ルールを作ることで、例えば海外進出にあたって、技術移転を強要されたりといった困った問題をなくしたいという思いもありそうね。

一方で、大国アメリカが相手で、これまでになく対象範囲が広範で、例外品目の範囲も絞られそうということでTPPへの懸念も様々な方面から出されているの。国際競争力の弱い農業への懸念が先ず指摘されているけど、他にもよく考えなければならぬことが色々ありそうだわ。

TPPの経済的影響に関する試算

TPPの経済的影響については、2010年10月に内閣府、農林水産省、経済産業省による試算が公表されています。

内閣府による試算はWTOなどの国際機関でも広く用いられている分析モデルを用い、個別EPA（TPPや日中、日EU）と自由化の程度（100%自由化かセンシティブ分野の除外か）の組み合わせにより、日本の実質GDPの増減を試算したものです。TPPの経済効果はプラスとしていますが、これに対しては農業の多面的機能が考慮されていないとの批判があります。

農林水産省の試算は、全世界を対象に直ちに関税を撤廃し何らの追加対策も講じない前提で、コメなど19品目について国内農業の減少額を試算したもので、4.1兆円のマイナスとしています。これに対しては「国内外の農産物価格差が過大なのではないか¹」「農家のコストを平均値で見えておりコストダウンによる競争力強化が可能なのではないか²」との批判があります。

経済産業省の試算は、韓国との競争で日本が立ち遅れた場合の自動車など3業種への影響について試算したもので、関連産業も含めて10.5兆円のマイナスとしています。これに対しては、日本のTPP参加以外に韓国の動きを前提とした試算であるとの批判があります。

●● 試算総括表 ●●

内閣府による試算

農林水産省による試算

経済産業省による試算

マクロ経済効果分析 (試算:川崎研一氏(内閣府経済社会総合研究所客員主任研究官))	農業への影響試算 (試算:農林水産省)	基幹産業への影響試算 (試算:経済産業省)
GTAPモデルを用いて試算(金額は2008年度名目GDPより算出): ●FTAAP参加(100%自由化): 実質GDP 1.36% 増 (6.7兆円増) ●TPP参加(100%自由化): 実質GDP 0.48%~0.65% 増 (2.4兆円~3.2兆円増)	主要農産品19品目(林野・水産含まない)について全世界を対象に直ちに関税撤廃を行い、何らの対策も講じない場合: ●生産減:毎年 ▲4兆1000億円程度 ●食料自給率の減少(供給熱量ベース): 40%→14% 程度 ●農業の多面的機能の喪失額: ▲3兆7000億円 程度	(ア)日本がTPP、日EU-EPA、日中EPAいずれも締結せず、 (イ)韓国が米韓FTA、中韓FTA、EU韓FTAを締結した場合、 (ウ)「自動車」「電気電子」「機械産業」の3業種について、 (エ)2020年に日本産品が米国・EU・中国において市場シェアを失うことによる関連産業を含めた影響: ● 実質GDP ▲1.53% 相当の減 (10.5兆円) ● 雇用 ▲81.2万人減少
●TPP+日EU-EPA+日中EPA(100%自由化): 実質GDP 1.23%~1.39% 増 (6.1兆円~6.9兆円増) ●日EU-EPA+日中EPA(センシティブ分野自由化せず): 実質GDP 0.50%~0.57% 増 (2.5兆円~2.8兆円増)	農業及び関連産業への影響 ●GDPの減少額: ▲7兆9000億円 程度 (実質GDPの 1.6%) ● 就業機会の減少:▲340万人 程度	※自動車、電機電子、産業機械の主要品目(輸出金額ベースで約7割相当)について試算。 ※上記の実質GDP減少額は、産業連関分析により算出した経済波及効果を含む波及効果20.7兆円を実質GDP換算したものの。
●日本がTPP、日EU・日中EPAいずれも締結せず、韓国が米国、EU、中国とFTA締結(100%自由化): 実質GDP ▲0.13%~0.14% 減 (0.6兆円~0.7兆円減)	※農産品19品目(コメ、麦等。関税率10%以上、かつ生産額10億円以上のものを抽出。)について、試算。 ※実質GDPに占める割合は、2008年の数値から算出。	

(内閣官房資料より引用)

¹ 10年前の中国産米の価格3千円/60kgを前提としているが、現在は1万円に上昇しており、国内価格(1.3万円前後)との内外価格差は大きく縮小しているとの批判。

² 0.5ha未満農家のコメ1俵の生産コストは15,000円、平均で9,800円、15ヘクタール以上になると6,500円との指摘。

内閣府による試算

試算1 EPAのマクロ経済効果分析 (内閣官房資料より引用)

- 内閣官房を中心に関係省庁と調整したシナリオに基づき、川崎研一氏(内閣府経済社会総合研究所客員主任研究官)が分析。
- WTOはじめ広く関係機関が活用している一般均衡モデル(GTAPモデル)を使用。
- EPAにより、我が国経済全体にどのような影響が与えられるかを試算。

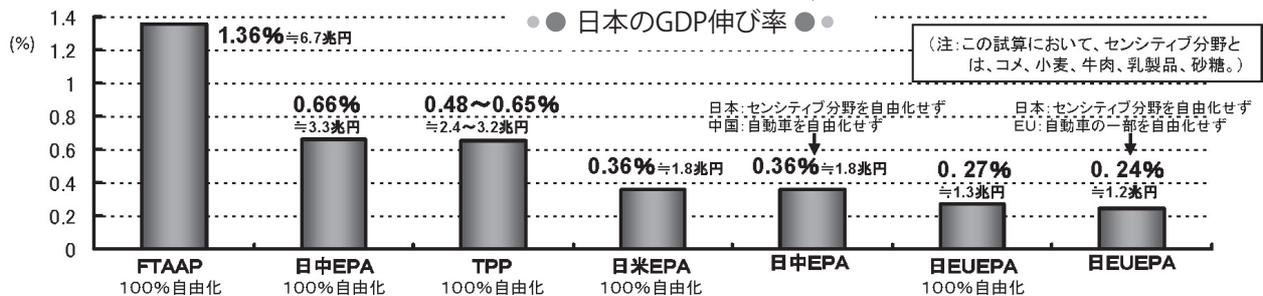
(川崎研一氏(内閣府経済社会総合研究所客員主任研究官)が行った試算による。金額は2008年度名目GDPより算出)

① GTAPモデルの性格

- ◆GTAPモデルは、GATTウルグアイラウンド交渉や、各国間の貿易政策のインパクトを数量的に把握するため、1992年に設立されたGTAP(Global Trade Analysis Project)により構築された応用一般均衡モデル。
- ◆また、世界的な規模でGTAPコンソーシアムが形成されており、世界銀行やWTOなどの国際機関や、米国、E C、日本等の主要国政府が参加。(日本は内閣府経済社会総合研究所及び経済産業研究所)
- ◆GTAPモデルでは、これまでの計量経済学の研究や分析の成果に基づいて定められた係数等を用いて、輸出入量や国内生産の中長期的な変化を分析。モデルやデータベースは公開されており、WTOをはじめ広く関係機関が活用している。但し、試算結果は一定の前提に基づくので、数字についてはある程度幅をもって考えられるべきものである。

② 個別EPAの経済効果

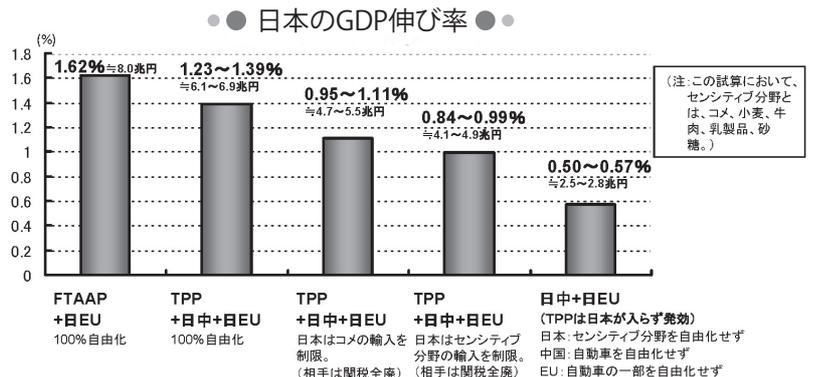
- ◆双方が100%自由化した場合の日本の実質GDP増加の大きさは以下の通りとなる：**FTAAP > 日中EPA > TPP > 日EUEPA**
- ◆双方がセンシティブ分野を自由化しない場合、日本側のセンシティブ分野の国内生産のマイナスが小さくなるが、他の分野の国内生産のプラスも小さくなるため、総合すると日本の実質GDPの増加は小さくなる。



③ FTAAP、TPP等に参加した場合の経済効果

- ◆「FTAAP及び日EUEPA」、「TPP、日中EPA及び日EUEPA」において、全ての参加国が100%関税等を撤廃して締結した場合：日本側のセンシティブ分野の国内生産にマイナスの影響が発生する一方、他の分野の国内生産でそれを上回るプラスの影響。総合すると日本の実質GDPは1.23~1.62% (≒6.1~8.0兆円)増加。
- ◆日本が中国・EUとセンシティブ分野を除外してEPAを締結した場合：同分野へのマイナスの影響は小さくなるが、実質GDPは0.50%~0.57% (≒2.5~2.8兆円)の増加にとどまる。

◆なお、関税を全廃するが、国内支援措置等により、日本がコメ又はセンシティブ分野の国内生産を維持した場合の試算を本経済モデルで試算することは困難であるが、参考値として、相手方は関税を全廃するが、日本のみこれらの分野を自由化しないケースについて見ると、日本の実質GDPは、コメのみ自由化しない場合0.95~1.11% (≒4.7~5.5兆円)、センシティブ分野全体を自由化しない場合、0.84~0.99% (≒4.1~4.9兆円)増加。*



*ただし、このケースでは、国内農業等の支援方法が関税措置から財政措置に変換されたことに伴う影響は評価していないので、あくまでも参考値としての位置づけ。

この他、日本がTPPに参加せず、日EU、日中のEPAも締結されない中で、韓国が米国、EU、中国とそれぞれFTAを締結する場合、実質GDPは0.6~0.7兆円のマイナスと試算されています。

農林水産省による試算

試算2 コメ等19品目の農水産物に関する関税を撤廃した場合の影響の分析 (内閣官房資料より引用)

- コメ、小麦等の19品目の農水産物に関し、全世界を対象に直ちに関税を撤廃し、何らの追加対策も講じない場合の農業への影響について、農林水産省が独自に試算。
- 内外価格差・品質格差の観点から、輸入品と競合する国産品と競合しない国産品に二分。
- 競合する国産品は輸入品に置き換わり、競合しない国産品は安価な輸入品の流通に伴い、価格が低下すると想定。
- 更に、産業連関分析等により、GDP減少額、就業機会の減少数等を試算。

▶▶ 試算の前提

◆ 19品目を対象として試算

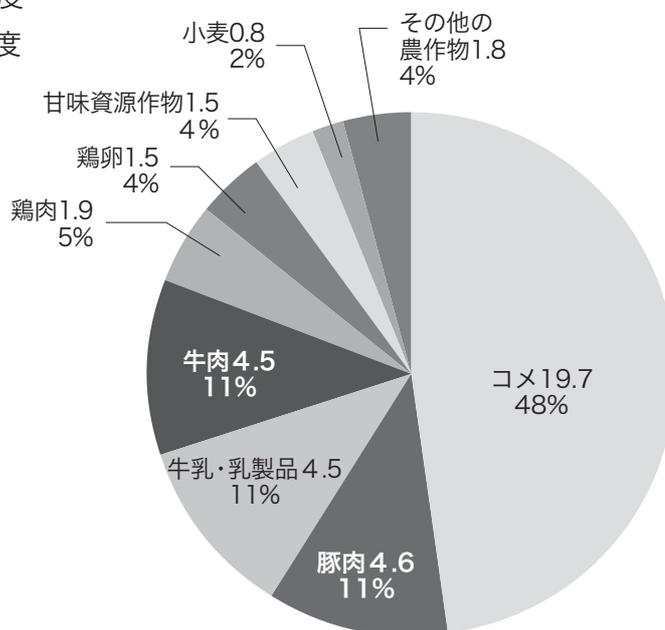
[コメ、小麦、甘味資源作物、牛乳乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵等]

基準 関税率が10%以上かつ生産額が10億円以上(林産物・水産物は含まない)

▶▶ 試算の結果

- ◆ 農産物の生産減少額(※) 4兆1千億円程度
- ◆ 食料自給率(供給熱量ベース) 40%→14%程度
- ◆ 農業の多面的機能の喪失額 3兆7千億円程度
- ◆ 農業及び関連産業への影響
 - ・ 国内総生産(GDP)減少額 7兆9千億円程度
 - ・ 就業機会の減少数 340万人程度

※ 国産農産物を原料とする1次加工品(小麦粉等)の生産減少額を含めた。



経済産業省による試算

試算3 韓国が米国・中国・EUとFTAを締結した場合の自動車等3業種への影響の分析 (内閣官房資料より引用)

- 日本がTPP、EUと中国とのEPAいずれも締結せず、韓国が米国・中国・EUとFTAを締結した場合、「自動車」「電気電子」「機械産業」の3業種について、日本産品が米国・EU・中国で市場シェアを失うことによる関連産業を含めた影響について、経済産業省が独自に試算。
- 米国・EU・中国の経済成長の実績を用いて2020年時点の日本の各国向け輸出額を想定。
- 品目毎に、韓国製品に対する競争力が劣位で関税率が高いものほど影響を受けると考え、どの程度日本が輸出市場を失うかを試算。

▶▶ TPP不参加による基幹産業の損失

- ◆日本がTPPに不参加のままではEU・中国とのFTAも遅延するとの仮定の下、日本がTPP、EUと中国のFTAをいずれも締結せず、韓国が米国・EU・中国とFTAを締結した場合
- ◆自動車、電気電子、機械産業の3業種(3市場向け輸出の5割相当)について、2020年に日本産品が米国・EU・中国で市場シェアを失うことによる関連産業を含めた影響を試算

➡ (結果)実質▲GDP1.53%、雇用減81.2万人(うち米国市場関連1.88兆円減)

輸出減8.6兆円、生産減20.7兆円(GDP換算10.5兆円)

※生産減少額は生産の際に使用した中間投入が含まれるため、これを除き付加価値ベースとし10.5兆円を得た。

試算の考え方

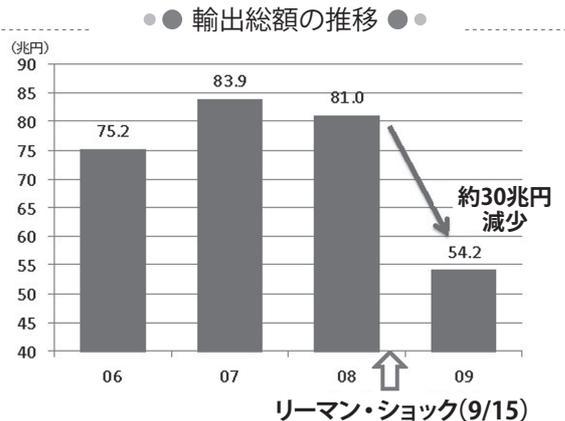
- 米国・EU・中国の経済成長の実績を用いて2020年時点の日本の各国向け輸出額を想定
- 品目毎に、韓国製品に対する競争力が劣位で関税率が高いものほど影響を受けると考え、どの程度日本が輸出市場を失うか堅めに試算
- 競争力評価の結果は、我が国製品の高い技術力を背景に、「優位」の製品が75%超、「劣位」は10%未満となった

	輸出額				雇用者 (3地域合計)
	米	EU	中	(3地域合計)	
輸出総額(2020年)	12.2	8.6	17.8	38.6 兆円	109.7 万人
輸出減少額(試算)	▲1.5	▲2.0	▲5.1	▲8.6 兆円	▲23.9 万人
経済波及効果(産業連関分析)	▲3.7	▲5.0	▲11.9	▲20.7 兆円	
(GDP換算)	▲1.9	▲2.6	▲6.1	▲10.5 兆円 (▲1.53%)	
雇用者	▲13.7	▲18.4	▲49.1	▲81.2 万人	

- ◆サービス、貿易円滑化、規制調和等で、損害は更に拡大

▶▶ 本試算結果のインパクト

- ◆日本の基幹産業が業種横断的に輸出市場で劣後する場合、その影響は1業種1か国の影響にとどまらず、はるかに大きくなる
- ◆リーマン・ショックに匹敵するインパクトにもなりかねない(リーマン・ショック後の日本の輸出額は30兆円減少)



資料：「貿易統計」(財務省)より作成

TPP参加の意義と懸念

意義

WTO交渉が混迷し、世界の貿易自由化やルール設定がEPAによって行われる今日、日本だけが現状維持に止まることは、グローバル経済から日本が脱落することにつながるとの危機感を背景に・・・

アジア太平洋の成長力を取り込み、日本経済を活性化することができる。

今後、アジア太平洋地域の経済統合の枠組みに発展していく可能性があり、ルールづくりから参加すれば国益を反映させることができる。(逆に言えば、後から参加するのでは交渉のハードルが大変高くなるとの危機感)

アジア太平洋で主導的役割を果たすことで、他のFTA・EPA交渉などでの交渉力を強化できる。(特に日米の協力関係を築くことが、対中、対EU関係でも重要との認識)

海外進出する日本企業が様々な問題に直面している現状を背景に・・・

透明で予見可能な共通ルールをつくることで、次のような問題を解消することができる。

- 海外進出にあたって、日本企業の技術移転を条件にされる。
- 模倣品、海賊版が横行する。
- 突然ルールが変わる・・・など。

懸念

あらかじめ特定セクターの自由化を除外した形での交渉参加は認められないことから、国際競争力の弱い農業などへ壊滅的な打撃となるのではないかと危機感を背景に・・・

国内での食料自給力が更に弱まり、将来的に国民の食を脅かすことになるのではないかと。国としての自立が守れないのではないかと。

環境保全、景観維持といった多面的価値が損なわれるのではないかと。

地域を支える農業が廃れることで、地域の活力が低下し、農村社会が荒廃するのではないかと。

物品の貿易自由化のみならず、サービスや各種規制、基準、政策など広範な分野が対象で、今後の交渉の中で何を要求されるか分からない不安感を背景に・・・

これまでの二国間交渉で守れてきた事項も、多国間交渉では守れないのではないかと。

消費者にとって必要な規制についても、非関税障壁として撤廃を求められるのではないかと。



農業の強さ・価値ってなあに？

最近ニュースにもなっているけど**世界の食料事情は緊迫化**してきているよね。そんな中で日本の**食料自給率**は低いまま。不安だよね。**食料安全保障**のためにどうすればいいのかしら。国内農業生産力の強化はもちろんのこと、今の私たちの食生活を賄うためには食料輸入の確保も大切ね。それから万一の際の備蓄体制もね。



「日本は土地や資源にめぐまれない工業国家・通商国家・・・」

「農業や一次産業は、経済全体の1.5%の価値しかない・・・」

「農家は狭い田畑で非効率な農業をしている・・・」

「農村や農協の古い体質が若い人を遠ざけている・・・」

そんな言い方をよく聞くわよね。

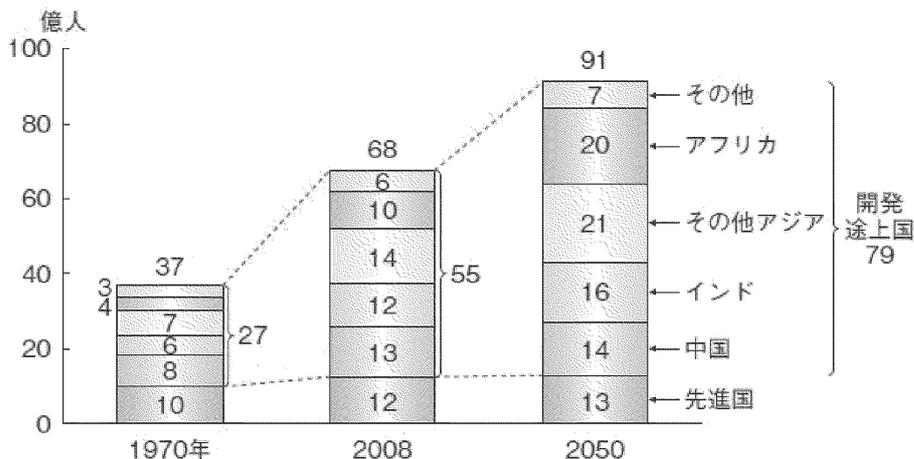
だけど、そんな風に言い切ってしまう前に、農業について、新しい動向を含めていろいろな角度から見てみる必要があると思うの。

ひと括りに「農業」と言っても**様々なタイプ**があるわ。日本の農業をとりまく**自然的な条件**、**社会的な条件**も考慮しなければいけないよね。そう見てくると**多様な農業発展のあり方**が見えてきそうな気がするの。農業のもたらしてくれる価値は食料だけではないんだし、**消費者・都市住民と農業のかかわり**も色々な形がありそうね。

緊迫化する世界の食料事情

◆世界人口の増加

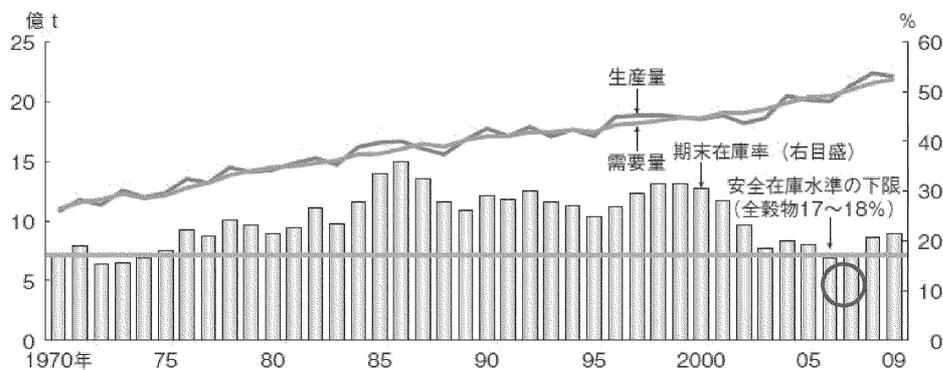
世界の人口は開発途上国を中心に増加を続けており、2050年には91億人に達すると見込まれています。



資料：国連「World Population Prospects: The 2008 Revision」

◆高まる食料調達の不確実性

世界の穀物生産は消費量の増加に何とか追いついている状況ですが、気候変動による食料生産への影響も懸念される中で、2007年から2008年にかけては穀物の期末在庫率が国連食料農業機関(FAO)の設定する安全在庫水準の下限に近づくなど不確実性が高まっています。「ランドラッシュ」と呼ばれる国際的な農地の囲い込みの動きも出てきています。



資料：米国農務省「Production, Supply and Distribution Database (PS&D)」を基に農林水産省で作成

◆食料分配にも大きな偏り

世界では16億人が太り過ぎとされる一方で、栄養不足人口は10億人を超え、毎日2.5万人が餓死しているなど、食料分配にも大きな偏りがあります。そのような中で、日本の食品廃棄物(可食部)500～900万トン/年は、世界の食料援助量(600万トン/年)に匹敵しており、私たち自身の食生活の見直しも問われています。

コラム

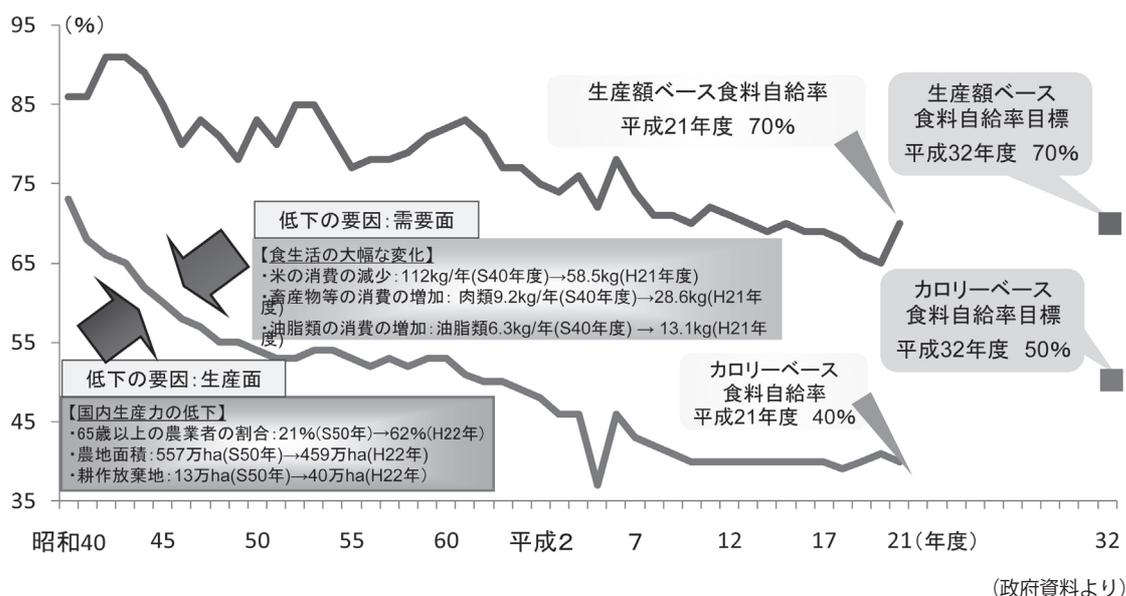
世界食料サミット

国連の機関である食料農業機関(FAO)は、高まる食料需要と増加する飢餓人口への憂慮から、1996年の「世界食料サミット」以来、各国農政担当者に呼びかけ、サミットやハイレベル会合を開催してきました。1996年のサミットでは、貧困・飢餓問題への共同での取り組みの緊急性を訴える「ローマ宣言」が採択されました。その後も、貧困・飢餓問題は解決の兆しが見えず、さらに干ばつや気候変動、バイオ燃料需要といった諸要因により穀物価格が上昇することとなり、貧困・飢餓の克服、食料保障のための国際協調が喫緊の課題となっています。

食料自給率と食料安全保障

◆日本の食料自給率

2009年度食料自給率は、カロリーベースで40%（前年マイナス1ポイント）、生産額ベース70%（前年プラス5ポイント）と発表されました。2010年に改定された食料・農業・農村基本計画での2020年目標はカロリーベース50%、生産額ベース70%でしたから、カロリーベースで後退する一方で、生産額ベースでは既に目標をクリアしたことになります。小麦などの国内生産の減少、コメの消費量減少、輸入単価の低下などがこの背景として挙げられているように、食料自給率の数字自体はその分母・分子に関わる農業生産の状況や消費のあり方、価格水準など様々な要因で上下するものであることに留意する必要があります。



◆食料安全保障への複合的視点

食料安全保障は狭く食料自給率と同一視される傾向がありますが、日本人の必要とする食料の全てを国内生産でまかなうことが現実的に困難であることをふまえると、食料へのアクセスの視点から複合的に考えてみる必要があります¹。国内農業を保護するために関税や減反で食品価格を高額にすると所得の低い層の食品入手が困難になってきますし、食品の貿易がなければ国内の豊凶による価格変動も大きくなります。

◆日本の食料を安定的に確保していくために、私たちには三つのことが必要です。

第一は国内農業の確立です。貿易自由化を考えるにあたって、日本の農業の現実を直視しなければなりません。国際競争力を持ち得ない分野(穀物・土地利用型農業)については集中して財政投入し、農業生産力を確保していく必要があります。

第二は食料輸入の確保です。日本が国際社会で信頼され尊敬される国であり続けることを前提に、貿易に関する国際ルールを確立し、食料輸入の対価を払い続けられる経済力を維持しなければなりません。

第三は主要品目の備蓄体制の充実です。万一の場合に国民を飢えさせないために必要な体制を整備する必要があります。

私たちのくらしの中で食品の無駄や廃棄を減らす視点が大切であることは言うまでもありません。

¹ 国連食糧農業機関(FAO)は『食料の安全保障は、全ての人々が常に活動的かつ健康的な生活のために必要な食事と食料の選好に見合う十分な量の安全かつ栄養価の高い食料に対し物理的、社会的かつ経済的アクセスを持つときに存在する』としています。

農業の基本的なタイプ

◆「耕種」と「畜産・酪農」、「土地利用型」と「集約型」

農業は、大きく「耕種」と「畜産・酪農」に分けられます。耕種農業は、田畑で作物を育てることです。耕種農業は、土地利用型の農業と、非土地利用型または集約型の農業に大別されます。土地利用型で栽培されている農産物の代表は、コメ(水稻)・麦・大豆です。蕎麦もあります。いずれも、土地を広く活用して、機械を導入して播種や収穫等の基幹作業については大幅に省力化し、単位面積当たりの資本や労働の投下を節約して栽培するものです。

パターンとしては比較的シンプルで、1年に単一の作物を1回だけ育てる単作や、コメと麦の二毛作が基本となります。これに大豆を組み合わせる「二年三作」も行われています。

◆集約型の農業、畜産・酪農

一方、集約型の農業は、狭い面積に多くの資本を投下し、労働を多投して付加価値の高い農産物を育てるものです。代表は、施設園芸です。同じ場所で同一品種または別の品種を組み合わせて回転させます。施設をもちいない場合は露地栽培です。果樹の多くは露地です。いずれにしても、野菜・果樹栽培の多くは集約型の性格をもっており、細かな年間計画にもとづき、多品種を組み合わせて栽培するスタイルが中心となっています。

同様の区分でいえば、畜産・酪農の多くは集約的な性格をもっています。中小家畜(養豚・養鶏・採卵)が代表で、設備をととのえ、餌や労働を多投して比較的短期で育てます。

◆各部門の兼営や連携

土地利用型の畜産・酪農としては、子牛の生産(繁殖)や、一部の粗放型の放牧による畜産(育成・肥育)や酪農があります。土地を広くとり、牧草やシバを育てて放牧します。畜舎で飼育する場合でも、粗飼料を自前で生産する部分については土地利用的と言えます。東北地方等の寒冷地では、夏だけ放牧して冬は畜舎で飼育する「夏山冬里」方式もおこなわれています。

コメ、野菜・果樹、そして畜産・酪農は、農業の大きな3つの柱です。

農業経営という点では、土地の有効利用、資源の効率的な循環、作業ピークの平準化の観点から、コメと野菜・果樹の耕種農業の中での兼営や、耕種農業と畜産・酪農の兼営が再び見直されています。

土地利用や資源循環、副産物の有効活用という点では、稲ワラやモミ、ぬか等、お米から生まれる副産物を畜産・酪農部門に供給することや、逆に畜産・酪農から出る廃棄物(糞尿)を発酵させて堆肥を造り、耕種部門に供給することが幅広くおこなわれています。これは耕畜連携と呼ばれます。また、畜産と酪農も、酪農の副産物として生まれる子牛を畜産部門に供給する等のかたちで深く結びついています。

個別の経営の持続・発展の視点と、国内の資源の有効活用という視点から、いろいろな組み合わせが模索されています。

コラム 土地利用型農業と集約型農業

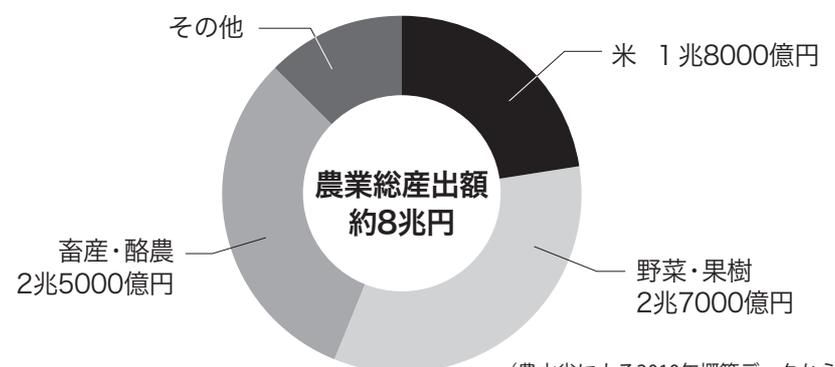
●耕種

土地利用型 …… コメ、麦、大豆など
集約型 …………… 施設園芸など

●畜産・酪農

集約型…………… 養豚、養鶏、その他
一般の畜産・酪農
土地利用型…………… 子牛生産、一部の放
牧型畜産・酪農

コラム 米、野菜・果樹、畜産・酪農の産出額



(農水省による2010年概算データから)

日本農業をとりまく自然的条件

◆山がちな地形とアジア・モンスーン気候

日本の農業のあり方や農業経営のあり方を特徴付ける要素に、自然条件があります。

まず、火山地帯に特有の山がちな地形が挙げられます。夏場に高温多湿になり、多くの雨を降らせるアジア・モンスーン気候も特徴です。夏の大雨と春の雪融け水は、河となって山を削り、急峻な丘陵と河口部や流域の平野を造りました。

農業生産のための環境という視点で見ると、このような日本特有の地形と気候の組み合わせは、狭い地域の中でも多種多様な品種を栽培することを可能とし、生産力も高いというメリットをもたらします。

◆雨が多く、山林が農地を囲う

日本の河川は急で水量の変化も激しいため、用排水システムが十分にととのわなければ水の管理(取水・治水)が課題となりますが、恒常的な水不足や早魃に悩まされている地域に比して、豊富な降水量は農業のためにはめぐまれた条件と言えます(ただし地域差はあって、香川県などは降水量が少ないところです。そういうところでは溜池が発達しています)。

夏季の高温多湿は、豊かな森林資源を育みました。下草・間伐材や、キノコ・菌類など、木材以外の木質資源、森林資源(バイオマス)が豊富に生まれます。農業にもこうした資源は活用されてきました。森林の継続利用による維持・再生の必要性が高まるなか、こうした循環は見直されています。

こうしたメリットと裏腹に、急峻で山に囲まれた地形は、まとまった圃場面積を確保することを難しくします。また、山ぎわの圃場では虫が出やすいことや、鳥獣害が出やすいことも悩みの種です。さらに、夏場の雑草や、雨後の病害の発生は、アジア・モンスーン気候の中で農業を営む以上、免れられない問題でもあります。

コラム

中山間地域

1999年の食料・農業・農村基本法では、「中山間地域」が下記のように位置づけられました。

中山間地域とは、「山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」である。

同法は、この中山間地域について、地域特性に応じた農業や産業を振興していくことや、農業生産条件の不利性を補うための支援をおこなうこと等を謳っています。データで見れば、農業経営耕地面積の約4割を占め、農業産出額でも約4割を占めています。また、農水省の調査によれば、耕作放棄地率は、中山間地域で13.1%、それ以外の平地の農業地域では5.6%となっており、中山間地域での生産条件の厳しさを裏付けています(2005年数値)。

	面積(万ヘクタール)			人口(100万人)		農業産出額 (兆円)
	全体	林野	耕地	総人口	農家	
日本全体	3,720	2,490	470	127.8	11.3	8.8
中山間地域	2,410	1,990	200	17.4	4.7	3.4
割合(%)	65	80	43	14	41	39

注) 農水省、総務省、国土地理院資料から。2005年の数値でそろえた。

米国や豪州の農業における水問題

日本の農業で水の管理や雑草対策が課題となっていますが、これと対照的に、米国や豪州等の新大陸農業では、水の不足が課題です。地下水をくみ上げて広大な畑に散布する農法が、地下水枯渇や、地中のミネラルが地表に出てきてしまう「塩害」の原因になっています。また、干ばつが起こると生産量が大幅に減少します。豪州では近年、恒常的な干ばつや水不足から、コメ生産を大幅に減らしています。

日本農業をとりまく社会的条件

◆日本の農村に特徴的な「集落」

山がちな地形、取水や治水の必要性、そして人口に比して稀少な資源を分け合わなければならないこと、さらに野生動物の棲みかである奥山と人里が隣り合せであること等の自然条件から、日本の農村集落では、伝統的に、暮らしや生業のさまざまところで協力や協調のルールや相互扶助の規範が醸成されてきました。

また、戦後の農地改革により、小規模で平等的で自作農的な土地所有が生まれたことも、このような集落の性質にフィットして、これを強める効果をもたらしました。以上の社会的な条件も、今日の農業を大きく規定しています。

◆集落のもつさまざまな機能

集落には寄り合いや各種の組合など、いろいろな組織がありました。一部は、今の農業協同組合(農協)に通じます。今日の農村では、農協以外にも、水利組合、機械利用組合、土地改良区などの互助組織が重層的に農業生産に関与しています。

渇水時の平等な水配分や機械・施設の共同化などは、伝統的な集落組織が生きている協同・協調の取り組みの典型と言えます。1970年代以降本格化したコメの生産調整(減反)についても、今日的にはいろいろな見解があるとはいえ、やはり集落組織の協調システムが機能することで成り立ってきたものです。

◆集落一体で取り組む農業

一方、集落規模で数十から数百ヘクタール規模の土地を集めて共同でコメ作りをする「集落営農」や、水稲、麦、大豆や飼料稲栽培の基幹的な作業をまとめて請け負う「コントラクター組織」など、集落組織の伝統が現代的な形式をとって活躍しているのも、今日の土地利用型農業の大きな特徴です。

集落営農や集落組織は、田植えのときの水配分や、農地の賃貸借などの個人間の調整や、転作の計画化・ブロック化や作業の一元的な受託など、さまざまな機能を発揮しています。

コラム

集落営農

農水省の統計によれば、2010年時点での日本全国の集落営農の数は1万3577です。地域別に見ると、東北が最も多く、九州・沖縄が続きます(表)。また、どのような事業・活動を行なっているかを別表に示しました。機械の共同所有・共同利用を行なっている集落営農は約8割で、1万件を超えています。

●● 集落営農の事業・活動(複数回答) ●●

農産物・加工品の生産、販売	8,717件	64.2%
機械の共同所有、共同利用	10,836件	79.8%
防除・収穫等の作業受委託	6,774件	49.9%
出役による共同での農作業	6,119件	45.1%
作付地の団地化、土地利用調整	8,576件	63.2%
合計	13,577件	100%

●● 集落営農の数(地域別) ●●

北海道	289件
東北	2,997件
北陸	2,089件
関東・甲信・岐阜	936件
東海	790件
近畿	1,771件
中国・四国	2,137件
九州・沖縄	2,568件
合計	13,577件

多様な農業発展のあり方

◆農業経営発展の方向

農業生産は、自然環境や地域社会のいろいろな条件と切り離すことができません。伝統的な集落組織や、制度化された組合には、自発的な協同・協調の側面と、拘束的な側面の両方があります。集落組織から離れて農業を大胆に経営していこうとすれば、地域社会との付き合い方も課題になってきます。

近年は、従来のスタイルを超えて大幅な経営発展を果たす農業経営体が現れてきています。多くは高度に集約型な農業で、高い技術水準をもち、加工や販売も含めて経営を多角化すること、生産リスクや市場リスクを分散すること、計画的な経営を行ない、契約によって販売先を確保することなど、積極的に経営革新をこころみている事業体です。高品質の商品をつくることで、輸出も視野に入っています。こうした農業が今後伸びていく可能性は大いにありとされています。

◆地域と農業経営の関係

地域では、多様な農業の発展をどのように調和させていくかが課題となります。地域経済という面から見ると、革新的な農業経営を中心に、食品関連事業者が連携して雇用を生み出して経済を活性化していくことが課題です。また、農協やいろいろな団体が軸となり、多様な農業が共存し、直売所や加工事業・地産地消事業で協力して地域づくりを進める試みも目立っています。

土地利用型の農業では、経営発展のためには規模拡大が必須となります。加えて、今後は、飼料稲や、ワラ・もみ殻・米ぬかといった副産物、バイオマスを経営計画の中で積極的に位置付け、畜産・酪農や集約的耕種部門(野菜生産)との兼営や提携を行なう新たな水田経営のかたちも模索されています。

米(水稻)栽培については、規模を拡大すると圃場一枚ごとの水の調整や水路・畦(あぜ)の管理の手間が大幅に増えるので、一定程度、地主や集落との協力関係のもとに経営発展を進める必要があります。地域社会に支えられる中で、食料供給・農地資源の保持・地域経済への貢献といった多面的な役割を發揮していくのが、土地利用型の農業経営の発展の一つの道と考えられます。

コラム

政府の「新成長戦略」(2010年6月)に見る 「農業・地域社会」

『自然資源、伝統、文化、芸術などそれぞれの地域が有するいわば「**地域資源**」と融合しつつ技術開発を進め、成長への潜在力の発揮及び需要喚起に結びつけていく。また、農山漁村に広く賦存するバイオマス資源の利活用を更に促進する。また、いわゆる6次産業化(生産・加工・流通の一体化等)や**農工商連携、縦割り型規制の見直し**等により、農林水産業の川下に広がる潜在需要を発掘し、新たな産業を創出していく。』

『**日本の農林水産物・食品の輸出の拡大**に向け、特に潜在需要が高いと見込まれる品目・地域を中心に検疫協議や販売ルートの開拓に注力し、現在の2.2倍の1兆円水準を目指す』[2017年まで]

『**「緑の分権改革」と「地域主権改革」**・・・『それぞれの地域資源を最大限活用する仕組みを地方公共団体と住民、NPO等の協働・連携により創り上げ、分散自立型・地産地消型としていくことにより、地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会の構築を図る・・・また、地域のことは地域に住む住民が決める、活気に満ちた地域社会をつくる』

農業の多面的価値

◆水、緑を守り、生き物をはぐくむ農業

農業は、農産物を生産する産業であると同時に、水や緑を守り、多様な生き物をはぐくむなど、多面的な意味をもつ営みでもあります。河川や水の流れを安定させること、土壌や大気の組成を安定させること、生物相を安定させることも含まれます。農産物の市場だけでは、こうした多面的な意味を十分に評価できません。

◆農村の伝統と、今後の地域づくり、社会形成

さらに、美しい田園風景がもたらす安らぎや、人の手が加わった自然が都市部の身近なところに維持されていることの安心感は、金銭に換えられないものがあります。

農村社会が培ってきた協同・協調のルールや、創意工夫・刻苦勉励の精神、そして持続・安定・循環の考え方があります。こうした農業・農村の側面は、テンポの速い市場の原理が社会の隅々まで席卷していくことの問題点が見えてきている今日において、また別の地域づくり、定常的な社会形成の考え方を示唆しているとも言えます。

このように、市場で評価されない価値が農業や農村の中に含まれていることから、地域住民や都市住民が、どのようにこの多面的な要素を評価して、そこにかかわっていくかが大切になってきています。

◆WTOでの「日本提案」

日本は、2000年12月、WTOの交渉の場において「日本提案」を発表しました。農業のもつ多面的機能への配慮、食料安全保障の確保、農産物輸出国と輸入国へのルール適用の不均衡の是正、開発途上国への配慮、消費者・市民社会の関心への配慮を謳うものでした。EU、韓国、ノルウェー、スイスなどとは、多面的機能や農業の多様なかたちの共存という理念を共有できる「多面的機能フレンズ」を結成しました。

新興国の台頭も含め、WTO協議の場は、かつて程は穀物輸出国がリードする状況ではなくなっています。

なお2001年、日本学術会議は、日本農業が発揮している多面的機能について、年間8兆円の価値があると試算しました。主要なものに、洪水防止機能(3.5兆円)、保健休養・やすらぎ機能(2.4兆円)、河川流況安定機能(1.5兆円)、土砂崩壊防止機能(0.5兆円)、土壌侵食(流出)防止機能(0.3兆円)があります。

農業・食料生産と環境問題が不可分のものとなっている今日、ここには、広く国際社会で共有できる視点が含まれています。

コラム

農業の持つ多面的機能についてのWTOへの日本提案(2000年12月)

『我が国の提案は、交渉に際しての基本的な重要事項、市場アクセス、国内支持、輸出規律のあり方、国家貿易、開発途上国への配慮及び消費者・市民社会の関心への対応のそれぞれに関する提案で構成される。そして、その根底に存在する基本的哲学は、「多様な農業の共存」である。日本国民は、21世紀が、様々な国家、地域がそれぞれの歴史、文化等を背景にした価値観を互いに認め合い、平和と尊厳に満ちた国際社会において共存すべき時代でなければならないと確信する。農業は、各国の社会の基盤となり、社会にとって様々な有益な機能を提供するものであり、各国にとって自然的条件、歴史的背景等が異なる中で、多様性と共存が確保され続けなければならない。このためには、生産条件の相違を克服することの必要性を互いに認め合うことこそ重要である。』

消費者・都市住民と農業のかかわり

◆地域で支える農業

近年、欧米ではCSAという言葉が注目されています。コミュニティ・サポータード・アグリカルチャーの頭文字をとったものです。地域で支える農業ということです。

日本でいう有機宅配の野菜ボックスのような方式を意味しますが、広く契約栽培全般を指すこともあります。食べ物を生み出し、自然環境を守っている大事な産業である農業は、農産物価格の下落・不安定化にさらされる中では持続が危ぶまれます。そこで、食べる側の消費者・都市住民が積極的に関与し、皆で支えていこうとする考え方です。

◆消費者がかかわる農業

消費者が、一定の支払いや買付の約束をします。農業者にとっては、農産物の売り先があらかじめ決まっていることで、生産リスクや市場リスクを消費者と負担し合えるメリットがあります。

消費者にとっては、約束を通じて農業にかかわることで、新しい農業のあり方、里山も含めた農村地域の環境形成や、資源の循環にもかかわることができます。

さらに、より広く、農業者と都市住民が、食品関係の事業者や教育・福祉関係の団体と連携し、交流して、食べ物を中心に地域を再生していく試みも各地で広がっています。

◆農業を中心に、各種事業者がかかわる地域づくりへ

農業は、食料の安定供給という不可欠の役割を担っていることとともに、地域づくりや資源循環といった新しい市民的な価値観の実現にとっても大きなカギをにぎっています。このことから、国の政策による農業保護だけでなく、分権的で住民参加型のかかわりが促進され、厚みを増してくることが期待されています。

コラム 「CSA」と「TEIKEI」

埼玉県小川町の「下里農地・水・環境保全向上対策委員会」は2010年、農林水産祭の「むらづくり部門」で天皇杯を受賞しました。地域全体で米・小麦・大豆の有機栽培や耕畜連携を推進し、豆腐、パン、醤油の製造・醸造事業者と連携して、さらに消費者グループと提携して活動の幅を広げてきたことが評価されました。推進役は、1970年代からCSA(提携方式)による有機農業を実践してきた霧里農場です。同農場では、海外からの研修生や視察者を積極的に受け入れて来ました。霧里農場に代表されるように、70年代以降の日本で有機農業の中心を担ってきた“提携”の方法は、国際的にも“TEIKEI”として広く認知されており、今日の欧米で発展したCSA運動の源流と位置付けられています。

都市住民と農山漁村のかかわり

農水省は、2011年2月、食と地域の「絆」づくりをテーマに、23の特徴的な事例を選定して発表しました。農山漁村・農林漁業が、都市住民との交流を通じて活性化していくことへの期待がこめられています。いくつか抜粋します。

岩手県久慈市 「短角牛の里と都市を結ぶ集い実行委員会」	在来種「短角」の牛肉を放牧によって生産している。消費者を招き、牛とのふれあいを含めて交流している。放牧であるから牛が自ら粗飼料を採取する。さらに、耕作放棄地も活用して、飼料は100%自給。
福井県永平寺町 「吉野ホテルの里ファーム」	ホテルが住めるきれいな環境をつくるため、れんげ緑肥を使用し、無農薬・無化学肥料で米作りをしている。とれた米は、「れんげ米」として販売している。集落営農と地域住民が連携して推進。
高知県高知市 「鏡村直販店組合」	地域農家の8割の参加により、担い手育成と、高齢農業者の活躍のための場づくりの両面から、地域農業の振興に取り組んでいる。直売店や料理教室を通じて消費者・都市住民と積極的に交流している。



日本の農業は どうなっているの？

日本の食料自給率はカロリーベースで40%、生産額ベースで70%。世界的に食糧不足も言われる中で、もっと国内の農業生産力を強化していくことが必要ね。



しかし、日本の農業の現状は危機的なもの。ピーク時との比較で日本の**農業生産額**は3割も減っているわ。減った要因は生産量の減と価格の低下が半々といったところね。農産物価格の低下とは逆に、生産資材の価格は上昇しているから**農業所得**は半減しているの。

担い手、農地、技術が農業生産の3要素と言われるけど、どれも厳しい状況よ。**担い手**は減少&高齢化。農業就業人口が減少すること自体は先進国に一般的に見られることだけど、高齢化が心配ね。あと数年後にはどうなってしまうのかしら。

農地は減少の一途。耕作放棄地は増えて、耕地利用率は低下してしまっているわ。

農業技術を進歩させてきたけど、全体としてコスト削減には十分つながってなさそうだわ。

TPPによる影響も心配だけど、このまま何も対策を打たないと、TPPに参加しなくても日本農業の未来は厳しいわ。どうしたらいいのかしら。

農林水産基本データ

2011年1月1日現在の農林水産省データ集より転載。

項目		データ	年次	備考	
基本指標	国内総生産※1	474兆402 億円	21年度	ビークは 7兆9,377億円 (H2年度)	
	農業総生産※2	4兆4,295 億円	20年度(速報値)		
	林業総生産※2	3,874 億円	21年		
	水産業総生産※2	7,656 億円	20年度(速報値)		
食料	食料自給率 (カロリーベース) (生産額ベース)	40 %	21年度(概算値)	目標 50% (H32年度) # 70% (#)	
		70 %	21年度(概算値)		
	主な農産物の消費量の推移 (国民1人1年当たり)	米	111.7kg (S40年度) → 58.5kg (H21年度)	21年度(概算値)	ビークは 118.3kg (S37年度) 国民全体のビークは1,127万5千ト (S38年度)
		畜産物	58kg (S40年度) → 130kg (H21年度)	21年度(概算値)	
		油脂類	6kg (S40年度) → 13kg (H21年度)	21年度(概算値)	
	食品産業	食品産業の国内生産額	82兆896 億円	20年度(速報値)	H19年度は 81兆5,021億円
		全経済活動に占める割合	8 %	20年度(速報値)	
	消費	食品産業の就業者数	807 万人	21年	# 8%、全経済活動は1,001兆円 (H20年)
		就業者総数に占める割合	13 %	21年	
		飲食料の最終消費額	73兆5,840 億円	17年	H12年は 79兆5,070億円
貿易	農林水産物輸入額	6兆6,661 億円	21年	目標：1兆円水準(H29年まで) (2,217億円) (1,533億円)	
	うち農産物	4兆5,609 億円	21年		
	うち林産物	8,085 億円	21年		
	うち水産物	1兆2,967 億円	21年		
	農林水産物輸出額※3	4,454 億円 (3,843) 億円	21年		
	うち農産物	2,637 億円	21年		
うち林産物	93 億円	21年			
うち水産物	1,724 億円	21年			
農業	農業総産出額	8兆491 億円	21年(概算値)	ビークは 11兆7,171億円 (S59年)	
	米の産出額	1兆7,950 億円	21年(概算値)	ビークは 3兆9,300億円 (S59年)	
	野菜の産出額	2兆331 億円	21年(概算値)	ビークは 2兆8,005億円 (H3年)	
	果実の産出額	6,751 億円	21年(概算値)	ビークは 1兆1,025億円 (H3年)	
	畜産の産出額	2兆5,096 億円	21年(概算値)	ビークは 3兆2,897億円 (S59年)	
	水稻の作況指数	98	22年産	平成元年産以降100を下回るのは H19年産(99)、H18年産(96)、H16年産(98)、H15年産(90)、H10年産(98)、H5年産(74)、H3年産(95)	
	水稻 (作付面積)	1,625 千ha	22年産	ビークは 3,173千ha (S44年産)	
	(収穫量)	8,478 千t	22年産	ビークは 14,257千ト (S42年産)	
	うち主食用(作付面積)	1,580 千ha	22年産		
	(収穫量)	8,239 千t	22年産		
	小麦 (作付面積)	207 千ha	22年産(概数)	ビークは 856千ha (S17年産)	
	(収穫量)	568 千t	22年産(概数)	ビークは 1,792千ト (S15年産)	
	二条大麦(作付面積)	37 千ha	22年産(概数)	ビークは 125千ha (S38年産)	
	(収穫量)	104 千t	22年産(概数)	ビークは 360千ト (S43年産)	
	六条大麦(作付面積)	17 千ha	22年産(概数)	ビークは 355千ha (S33年産)	
	(収穫量)	45 千t	22年産(概数)	ビークは 1,030千ト (S34年産)	
	裸麦 (作付面積)	5 千ha	22年産(概数)	ビークは 721千ha (T3年産)	
(収穫量)	12 千t	22年産(概数)	ビークは 1,322千ト (S29年産)		
大豆 (作付面積)	138 千ha	22年産(概数)	ビークは 492千ha (M41年産)		
(収穫量)	230 千t	21年産	ビークは 551千ト (T9年産)		
農家	総農家戸数	253 万戸	22年(概数値)	ビークは 618万戸 (S25年)	
	販売農家	163 万戸	22年(概数値)	集計当初 331万戸 (S60年)	
	主業農家	36 万戸	22年(概数値)	# 82万戸 (H2年)	
農業労働力	農業就業人口	261 万人	22年(概数値)	ビークは 1,454万人(S35年)	
	うち65歳以上	62 %	22年(概数値)	実数は 178万人(H21年)	
	平均年齢	65.8 歳	22年(概数値)		
	基幹的農業従事者	191 万人	21年	ビークは 1,175万人(S35年)	
	うち65歳以上	60 %	21年	実数は 116万人(H21年)	
新規就農者	6.7 万人	21年			
うち39歳以下	1.5 万人	21年			

資料集「消費者の願いからTPP問題を考えるために」

日本の農業はどうなっているの？

項目		データ	年次	備考	
農業(つづき)	認定農業者等	認定農業者	24万9,376 経営体	22年3月(概数)	
		農業法人(一戸一法人を除く)	8,700 法人	17年	
		集落営農	1万3,577 集落営農	22年2月(概数)	
		特定農業団体	1,802 団体	22年3月末	
		特定農業法人	892 法人	22年3月末	
		特定農業団体と同様の要件を満たす組織	3,773 団体	22年	
		農業生産法人	11,829 法人	22年1月	H21年1月は 11,064法人
	うち株式会社(特例有限会社を除く)	1,696 法人	22年1月	H21年1月は 1,200法人	
	改正農地法による参入法人※4	144 法人	22年6月末	改正農地法施行前(H15.4~H21.12)の参入法人数は 436法人	
	農地	耕地面積	459 万ha	22年	ビークは 609万ha(S36年) 目標461万ha(H32年)
		うち田	250 万ha	22年	ビークは 344万ha(S44年)
		うち畑	210 万ha	22年	ビークは 272万ha(S33年)
		耕作放棄地	40 万ha	22年(概数値)	H7年は 24万ha
		耕地利用率	92 %	21年	ビークは 138%(S31年) 目標108%(H32年)
		一戸当たりの経営耕地			
		農業経営体(北海道)	23.49 ha	22年(概数値)	
	〃(都府県)	1.59 ha	22年(概数値)		
	販売農家(北海道)	20.50 ha	21年	5年前(H16年)は 17.46ha	
	〃(都府県)	1.41 ha	21年	5年前(H16年)は 1.26ha	
	農業経営	総所得	457 万円	21年	H20年は 466万円
うち農業所得		104 万円	21年	H20年は 108万円	
総所得(主業)		555 万円	21年	H20年は 546万円	
うち農業所得		438 万円	21年	H20年は 420万円	
米生産費(10a当たり)		14万3,434 円	21年産	H20年産は 14万6,754円(10a当たり)	
(60kg当たり)		1万6,733 円	21年産	H20年産は 1万6,497円(60kg当たり)	
小麦生産費(10a当たり)		6万267 円	21年産	H20年産は 6万1,362円(10a当たり)	
(60kg当たり)		1万49 円	21年産	H20年産は 8,054円(60kg当たり)	
大豆生産費(10a当たり)		6万3,841 円	21年産	H20年産は 6万5,002円(10a当たり)	
(60kg当たり)		2万2,042 円	21年産	H20年産は 1万9,803円(60kg当たり)	
戸別所得補償モデル対策の加入申請件数	133万233 件	22年産			
うち個人加入件数	131万7,055 件	22年産	残りは法人加入が5,897件、集落営農加入が7,281件		
〃モデル対策加入申請面積(主食用米)	115万2,339 ha	22年産			
水田・畑作経営所得安定対策の加入申請状況	8万3,492 経営体	22年産	22年産作付予定面積:米 49.7万ha、4麦 25.5万ha、大豆 11.4万ha、てん菜 6.2万ha、でん粉原料用ばれいしよ 2.1万ha		
農業団体等	総合農協の数	754 農協	22年3月末	ビークは 13,314農協(S25年)、H11年3月末は 1,812農協	
	農協の組合員数	949 万人	20事業年度末		
	うち正組合員数	483 万人	20事業年度末		
	うち准組合員数	467 万人	20事業年度末		
	農協への貯金総額※5	85兆9,513 億円	22年8月末	H7年3月末は 67兆6,562億円	
	農業委員会数	1,776 委員会	21年10月	H20年10月は 1,796委員会	
	農業委員数	3万6,906 人	21年10月	H20年10月は 3万7,456人	
	うち女性委員数	1,791 人(4.9%)	21年10月	H20年10月は 1,741人(4.6%)	
	農業共済組合等数	259 組合等	22年4月	ビークは 10,907組合等(S30年)	
	土地改良区数	5,150 改良区	22年3月末	ビークは 13,163改良区(S36年)	
普及指導員数	7,231 人	22年4月	ビークは 13,748人(S39年)		
農村の現状	農家人口	698 万人	21年	H11年は 1,101万人	
	うち65歳以上	238 万人	21年	H11年は 308万人	
	対総人口比	5 %	21年	H11年は 9%	
	農家人口に占める高齢者(65歳以上)割合	34 %	21年	H11年は 28%	
	総人口に占める高齢者(65歳以上)割合	23 %	21年	H11年は 17%	
農業集落数	13万9 千集落	22年(概数値)	ビークは 15万6千集落(S30年)		
環境	エコファーマー認定件数	19万6,692 件	22年3月末	目標 20万件(H21年度末)	
	バイオマスタウン構想の公表件数	286 地区	22年11月末	目標 300地区(H22年)	
共生・対流	市民農園の数	3,596 農園	22年3月末	H12年3月末は 2,319農園	
	都市農業の現状(都市的地域の農業)	産出額 2兆7,509 億円	17年	H7年は 2兆9,938億円	
	総農家数	69 万戸	17年	H7年は 77万戸	
	耕地面積	128 万ha	17年	H7年は 117万ha	
被害	野生鳥獣による農作物被害金額	213 億円	21年度	被害防止計画の作成数は 963市町村(22年7月末現在)	

項目		データ	年次	備考	
森林・林業	森林	国土面積に占める森林の割合	67 %	19年	戦後、一貫して2千5百万haで推移
		うち人工林の割合	41 %	19年	
		うち国有林の割合	31 %	19年	
	林業	林業産出額	4,449 億円	20年	ピークは 11,582億円 (S55年)
		木材生産の産出額	2,133 億円	20年	ピークは 9,674億円 (S55年)
		栽培きのこ類の産出額	2,240 億円	20年	ピークは 2,396億円 (H3年)
		林家戸数	92 万戸	17年	H7年は 102万戸
		林業就業人口	4.7 万人	17年	H7年は 8.6万人
		うち65歳以上	1.2 万人	17年	H7年は 1.6万人
		新規林業就業者数	3,964 人	21年度	「緑の雇用」開始前 (H6~H14年度の平均) は1,861人/年度
木材(用材)自給率	27.8 %	21年	H7年は 20.5%		
林業所得	103 千円	20年度	ピークは 1,269千円 (S54年度)		
森組	森林組合数	711 組合	20年度	H10年は 1,290組合	
	森林組合員数	158 万人	20年度	H10年は 169万人	
水産業	漁業生産	排他的経済水域面積	447 万 km ²		世界第6位、国土面積 (37.8万km ²) の約12倍
		漁業生産額	1兆6,275 億円	20年	ピークは 2兆9,772億円 (S57年)
		うち海面漁業・養殖業	1兆5,423 億円	20年	ピークは 2兆7,684億円 (S57年)
		うち内水面漁業・養殖業	851 億円	20年	ピークは 1,956億円 (S57年)
		漁業総生産量	543 万トン	21年 (概数)	ピークは 1,282万トン (S59年)
		うち遠洋漁業※6	44 万トン	21年 (概数)	ピークは 399万トン (S48年)
		うち沖合漁業※6	242 万トン	21年 (概数)	ピークは 696万トン (S59年)
		うち沿岸漁業※6	129 万トン	21年 (概数)	ピークは 227万トン (S60年)
		うち海面養殖業	120 万トン	21年 (概数)	ピークは 134万トン (H6年)
		うち内水面漁業・養殖業	8 万トン	21年 (概数)	ピークは 23万トン (S54年)
	魚介類自給率 (食用)	62 %	21年度 (概算値)	目標 65% (H29年度)	
	漁業労働力	漁業経営体数	10.8 万経営体	21年	H11年は 15.0万経営体
		漁業就業者数	21.2 万人	21年	H11年は 27.0万人
		うち65歳以上の男性	6.3 万人	21年	H11年は 6.7万人
		新規漁業就業者数	1,784 人	20年	
	漁協	漁協数 (沿海地区漁協)	1,028 漁協	21年度末	ピークは 3,542漁協 (S30年)、H2年3月末は 2,134漁協
		漁協の組合員数	37 万人	20年度末	統計調査開始時は 約70万人 (S25年)
		燃油価格※7	78,400 円/KL	23年1月	H16年3月の約1.8倍
	漁村の現状	漁船数※8	18万5,465 隻	20年	ピークは 345,606隻 (S43年)
		漁港数	2,914 港	22年7月	平均すると海岸線の12km毎に存在
漁業集落数		6,298 集落	20年	平均すると海岸線の6km毎に存在	
漁業所得	沿岸漁家所得※9	584 万円	17年	ピークは 719万円 (H9年)	
	うち漁業所得※9	263 万円	20年	ピークは 349万円 (H9年)	
環境	藻場の面積	14万2,459 ha	10年	20年で約3割減 (S53年は207,615ha)	
	干潟の面積	4万9,380 ha	10年	53年で約4割減 (S20年は82,621ha)	

※1: 国民経済計算 (内閣府)

※2: 林業総生産は、「国民経済計算 (内閣府)」における経済活動ベースの値であり、農業及び水産業生産は、「農業・食料関連産業の経済計算」における商品ベースでとられた値であるため、推計対象が異なる。

※3: () 書きはアルコール飲料、たばこ、真珠を除いた金額。

※4: 平成21年12月に施行された農地法等の一部を改正する法律に基づき参入した法人数。改正農地法では、一定の要件を満たす場合、一般の株式会社等が、全国で参入可能となった。

※5: 農林中金総合研究所HP 農林金融 (農林漁業系統組織の主要勘定統計) における調査結果。譲渡性貯金を含む。

※6: 海面漁業における「遠洋」、「沖合」及び「沿岸」の内訳は推計値。

※7: 全漁連京浜地区の価格であり、主に20トン未満の漁船への供給について適用。

※8: すべての海面漁業経営体が、直接漁業生産のために使用した漁船隻数。ピーク時については、S38以降のみで算出。

※9: 漁業経営調査の結果を用いて、水産庁により算出された金額である。なお、平成18年値より沿岸漁家所得の取りまとめは中止。

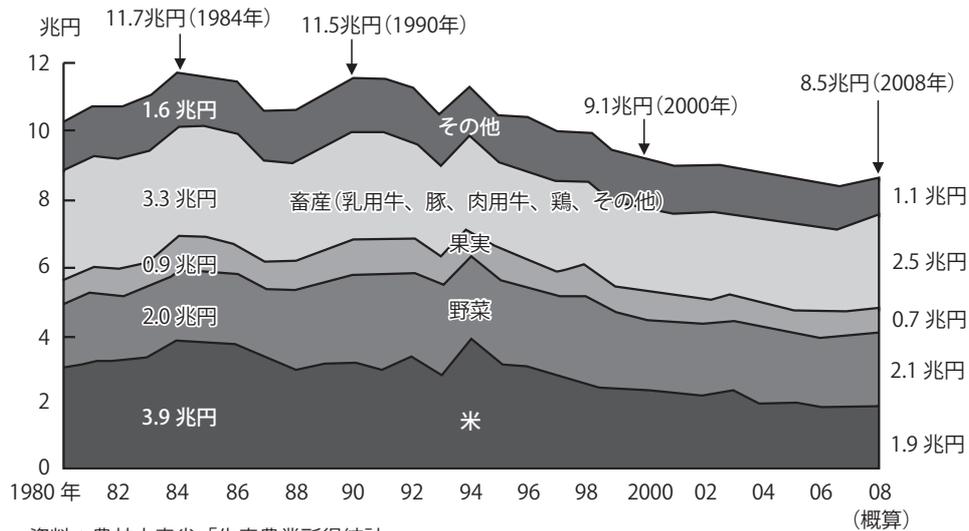
(用語の解説)

- ・農家とは、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯 (1990年以降の定義)。
- ・販売農家とは、経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家。
- ・主業農家とは、農業所得が主で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の者がいる農家。
- ・農業就業人口とは、自営農業のみに従事した者または自営農業以外の仕事に従事していても年間労働日数でみて自営農業が多い者。
- ・基幹的農業従事者とは、農業就業人口のうち、ふだんの主な状態が「仕事為主」である者。
- ・認定農業者とは、市町村から農業経営改善計画の認定を受けた者と、特定農業法人で認定農業者とみなされている法人。
- ・特定農業団体とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、5年以内に農業生産法人になる計画を有し、構成員からその所有する農地について農作業の委託を受けて農地利用の集積を行う団体として、地域合意の下にその位置付けが明確化され、かつ、このことについて市町村の認定を受けた団体。
- ・農業生産法人とは、農地等の権利を取得できる法人のこと。農地法では、農地等の権利を取得できる法人は、原則として、農業生産法人の要件を満たすものに限られている。
- ・農業集落数とは、全域が市街化区域に含まれる農業集落を除くすべての農業集落 (平成17年より調査対象の条件を変更)

農業生産額

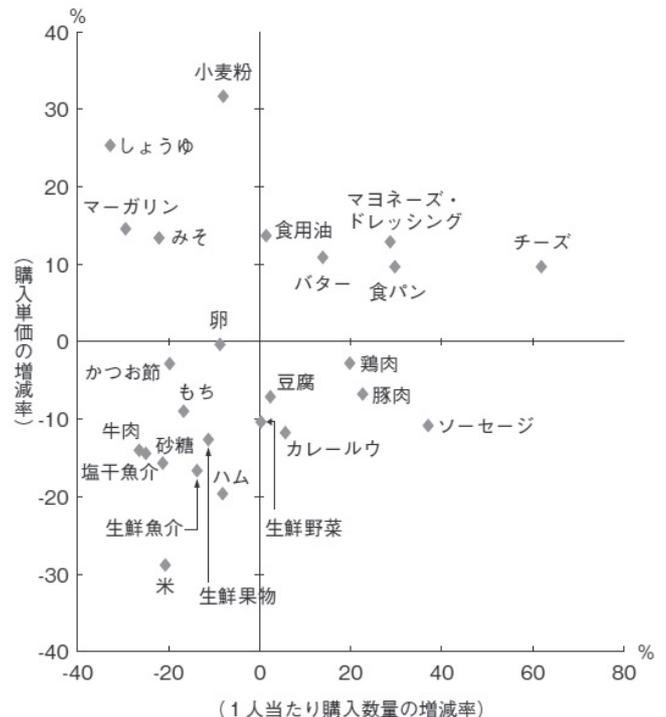
日本の農業総産出額は、ピークの11.7兆円から8.5兆円まで約3兆円(3割近く)減少しています(1984年と2008年を比較)。

内訳は、生産量の減少等が52%、価格の低下等が48%(1990年と2005年を比較)となっており、減少幅の半分程度は価格の低下などを通じて消費者に便益をもたらしていると考えられます。



資料：農林水産省「生産農業所得統計」
注：その他は、麦類、雑穀、豆類、いも類、花き、工芸作物、その他作物、加工農産物の計

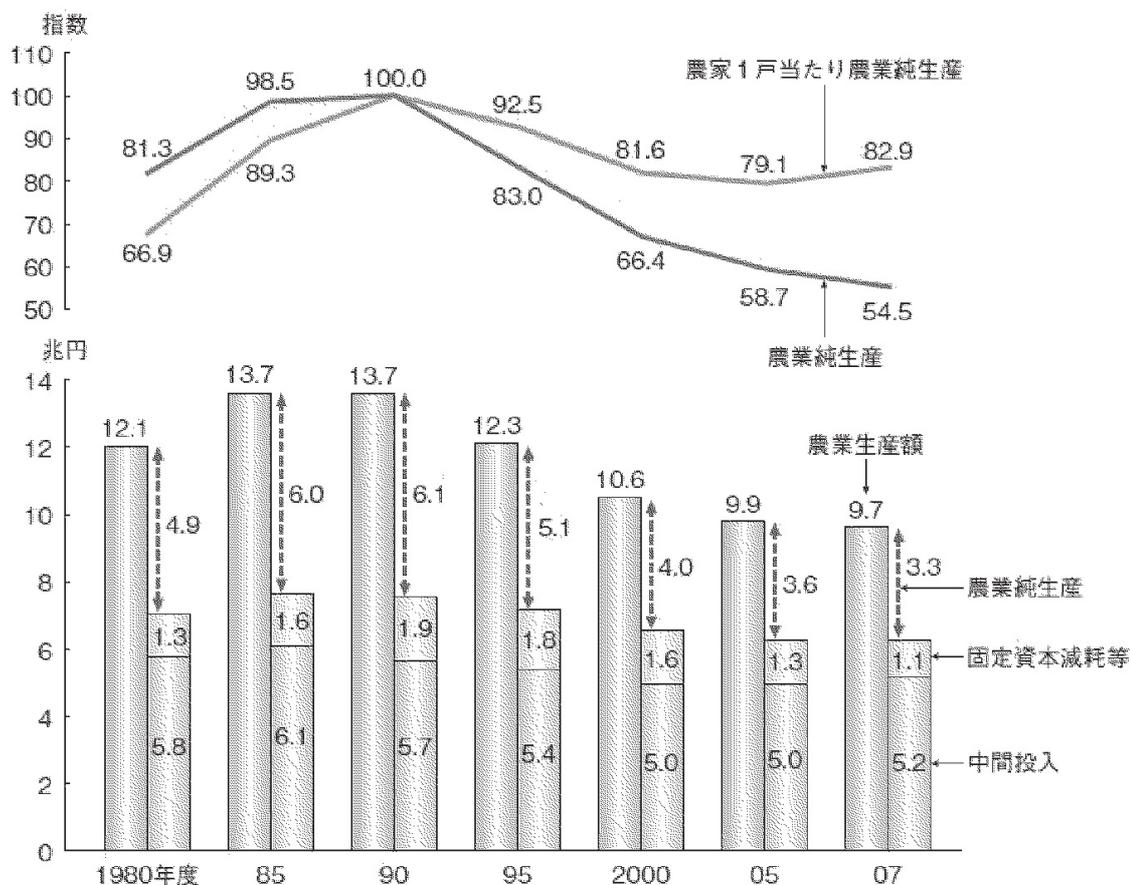
右のグラフは、消費者世帯における主要食品の購入単価と一人当たり購入数量の変化(1990年と2009年を比較)です。コメは購入単価が大きく減少している上に購入数量も減少しています。



資料：総務省「家計調査」を基に農林水産省で作成
注：1)二人以上の世帯(農林漁家世帯を除く)
2)それぞれの増減率は、1990年と2009年の購入単価と購入数量を比較したもの

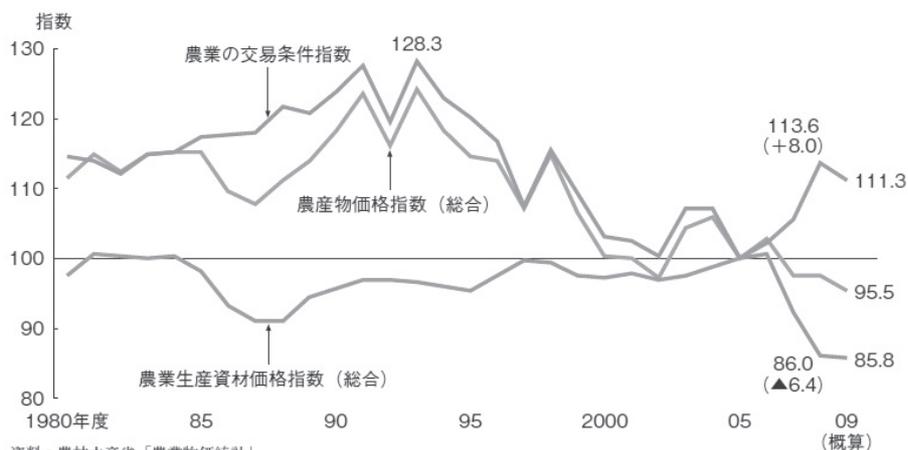
農業所得

日本の農業所得(農業純生産)は、ピークの6.1兆円から3.3兆円まで減少しています(1990年と2007年を比較)。全体で1990年の54.5%、農家一戸あたりでは82.9%となっています。



資料：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」

農産物価格が低下したことや生産量が減少したことに加え、肥料、農薬等の農業生産資材価格が上昇したことが主な要因となっています。



資料：農林水産省「農業物価統計」

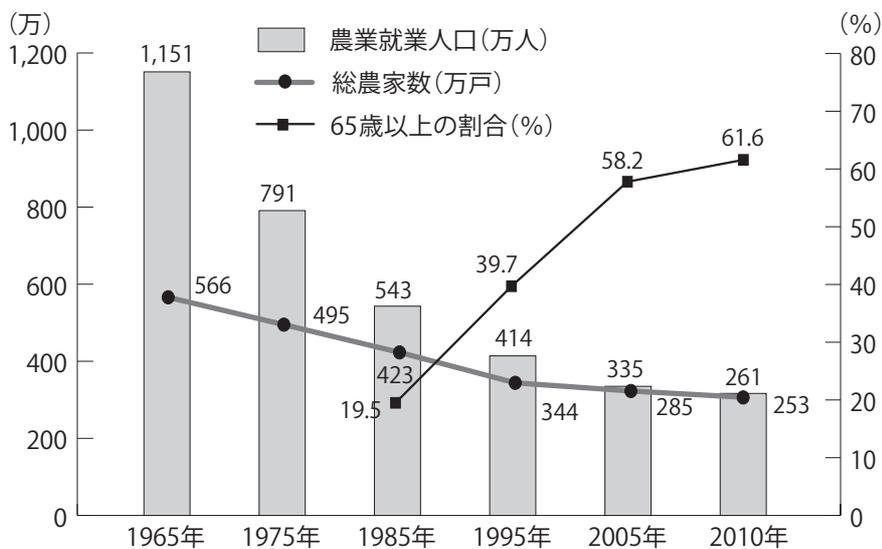
注：1) 1995年度以降は暦年

2) 農業の交易条件指数 = 農産物価格指数 (総合) / 農業生産資材価格指数 (総合) × 100

3) () 内の数値は対前年比増減率

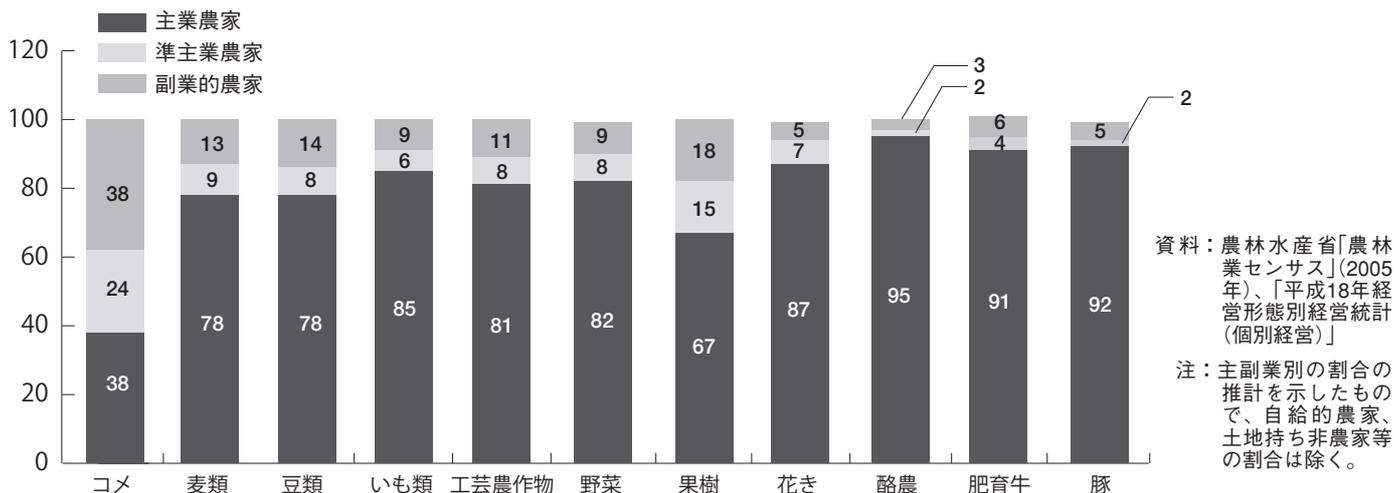
担い手

農業就業人口は引き続き減少し、高齢化が進行しています。



農林水産省「農林業センサス」(2010年)からグラフ化

日本の農業の平均耕地面積は諸外国に比べて小さく、また、特に水田農業については主業農家の割合が低くなっています。海外との競争になる場合には、経営体質の強化が必要となります。



資料：農林水産省「農林業センサス」(2005年)、「平成18年経営形態別経営統計(個別経営)」

注：主副業別の割合の推計を示したもので、自給的農家、土地持ち非農家等の割合は除く。

- 1.主業農家：農業所得が主で、年間60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家
- 2.準主業農家：農外所得が主で、年間60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家
- 3.副業的農家：年間60日以上農業に従事している65歳未満の者がいない農家

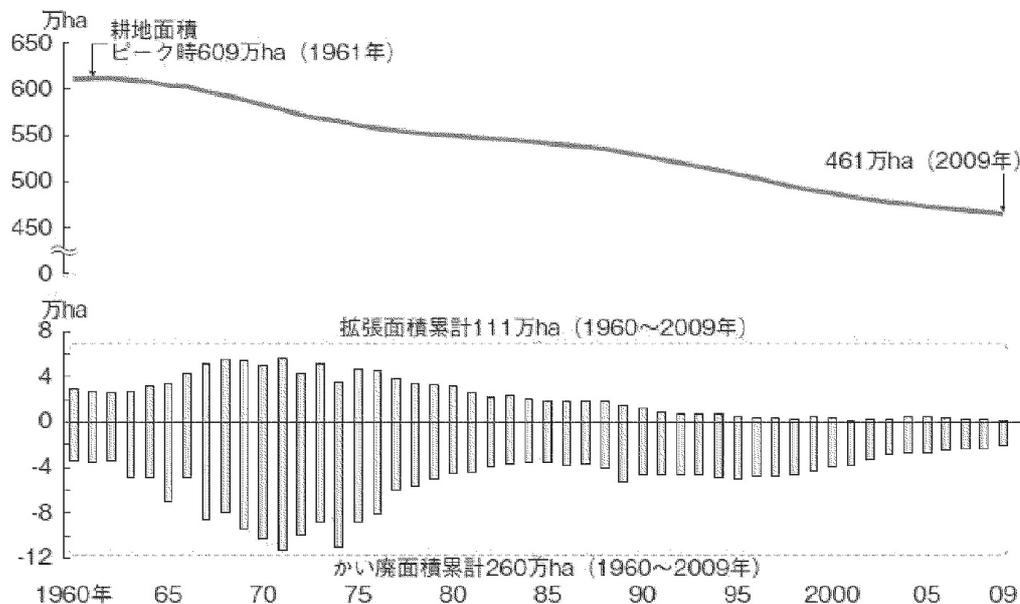
(単位：万経営体、%)

	米国		フランス		ドイツ		日本	
全体	220.5	(100.0)	50.7	(100.0)	37.5	(100.0)	167.9	(100.0)
個人・家族経営	190.6	(86.5)	36.4	(71.9)	35.0	(93.5)	164.3	97.9
法人・組合等	29.8	(13.5)	14.2	(28.0)	2.4	(6.5)	3.6	2.1
平均経営耕地面積(ha)	169.2		54.0		45.3		2.2	

資料：米国農務省「2007 CENSUS OF AGRICULTURE」、フランス農業・漁業・農村省「Enquêtes structure 2007」、ドイツ連邦消費者保護・食料・農業省「Ausgewählte Daten und Fakten der Agrarwirtschaft 2010」、農林水産省「農林業センサス」(2010年)

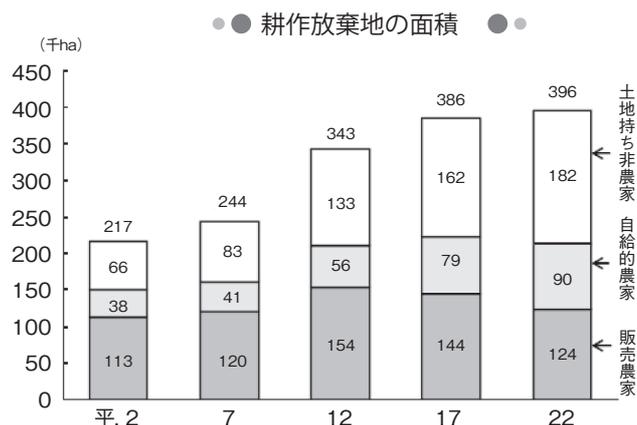
農地

耕地面積は高度成長期とバブル経済の時代を中心に大きく減少し、ピーク時の76%となっています。

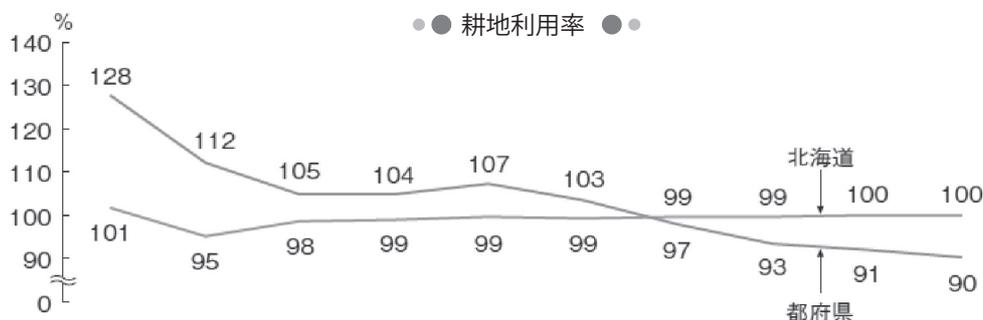


資料：農林水産省「耕地面積及び作付面積統計」
注：拡張面積及びかい廃面積は、共に田畑転換を除く。

耕作放棄面積は引き続き増加しています。特に土地持ち非農家所有が20年間で3倍近くになっています。



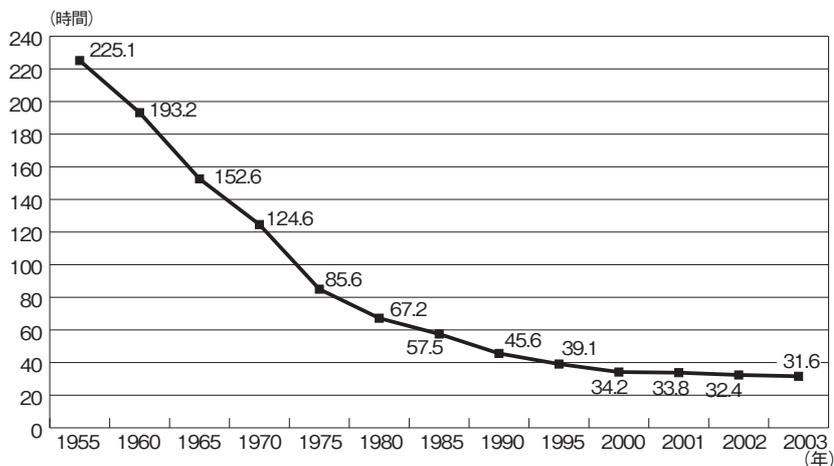
耕地利用率は、北海道は横這いであるのに対して、その他都府県では大きく低下しています。兼業化の進行やコメの生産調整により、多毛作が行なわれなくなったためと考えられています。



農業技術

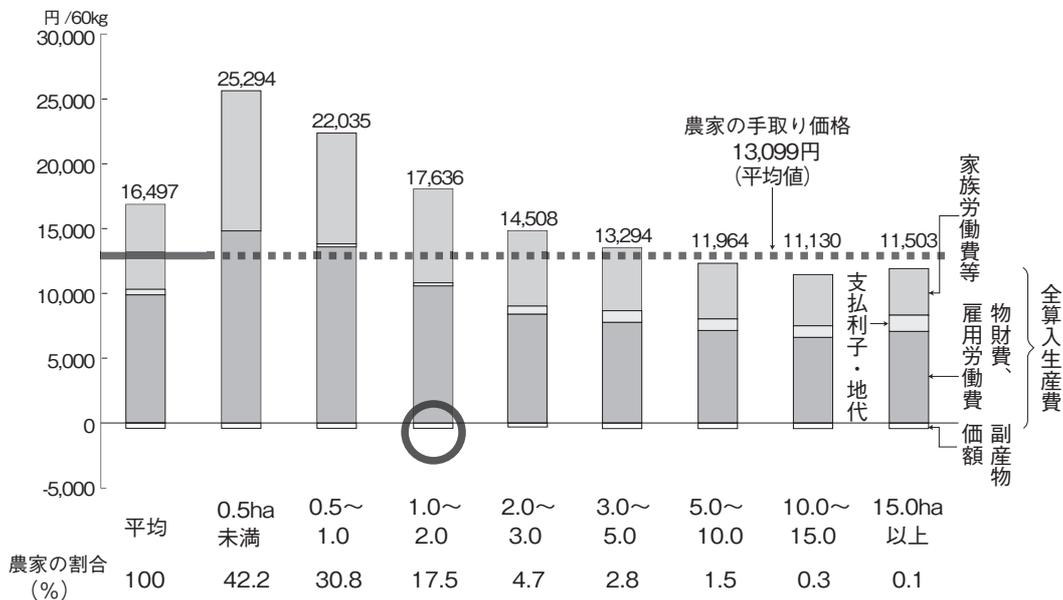
農業機械や栽培技術などの進歩により、大幅な省力化が進んでいます。

●● 稲作10アール当たりの投下労働時間の推移 ●●



内閣府「平成17年度男女共同参画白書」による

一方で、日本の農家一戸当たりの農地面積は1.1ha(1965年)から2.2ha(2010年)に拡大しましたが、コスト削減は十分に進んでいません。



資料：農林水産省「米及び小麦の生産費」、「農林業センサス」(2005年)、(財)全国米穀取引・価格形成センター「コメ価格センター入札結果」



他の国は どうしているのかしら？

国の農業政策を考えるときに、外国からいろいろ言われることがあるけど、それぞれの国ではどうなっているのか疑問に思うわね。

たとえば「農産物の自由化」とか、「農業の競争力強化」とか、「農業保護」や「食料自給率」について、他の国ではどう考えているのかしら。

それぞれ、国内にはいろいろな意見があるのでしょう。

貿易交渉の相手国としてだけ外国を見るのではなくて、もう少し各国の国内事情を学ぶことがたいせつね。

それぞれの国の悩みとか、話し合っ、答えを模索しているプロセスについて詳しく見てみることで、日本の今後の農業のあり方を考えるキッカケにもなるのではないかしら。

欧州連合(EU)や**韓国の農業政策**を見て、その上で今日の**日本の農業政策**を見ると、また別の発見があるかも知れませんね。



欧州の農業政策

◆農産物余剰・財政難と貿易交渉への対策から生まれた「直接支払い」

1986年、ガット(貿易・関税一般協定)のウルグアイ・ラウンドが開始されました。

このラウンドは農産物の貿易ルールを定めることを主目的としていました。欧州諸国と米国が、自国の農産物に対して補助金を出し合う増産・輸出合戦の様相となり、農産物の大量の余剰が生まれ、双方の財政を圧迫していました。さらに、補助金を出す財政力をもたない南米やその他の農業国から非難されていたのでした。

ガット交渉は、1992年に欧州委員会のマクシャリー農業委員が提示した欧州共通農業政策(CAP)の改革案によってはずみがつき、1993年に「農業合意」に至りました。それは、価格維持や市場介入を減らしていき、農家に直接に所得の手当をおこなう「直接支払い」へと切り替えるものでした。

◆1990年代後半以降のCAP改革

政府による価格支持や市場介入を抑制し、市場メカニズムを生かしつつ、農家には別途直接支払いを手当てしていく考え方は、ガット合意後は先進国の農業政策の主流になりました。加えて、1990年代後半以降は、品目ごとの需給バランスの調整策とも切り離すこと(デカップリング)がWTO(世界貿易機関)交渉のテーマになっています。

欧州連合(EU)のCAPでも、直接支払いをどう簡素化するかがテーマとなり、1990年代後半以降は度重なる改革がおこなわれました。また、その改革の途上では、環境問題の関心が高まるとともに、中東欧諸国の新規加盟が続く中で、域内格差への対応が大きな課題としてくるなど、新たな事態も現れてきました。

◆EU内部の意見対立

EU内部の意見の違いもあります。従来、英国やスウェーデン等の非農業国は、CAP予算の縮小や、直接支払いの対象の限定・簡素化、また、農業競争力の強化につながる施策を求めてきました。新規加盟国も増えて予算全体が膨張傾向にあったこともあり、英国等の意見がCAP改革の推進力にもなってきました。

一方、フランスを中心とする農業国は、多様な農業を支え、域内での食料供給を維持できる「強いCAP」を求めてきました。

気候変動や干ばつによる国際的な穀物需給の不安定化、とりわけ2007～08年の穀物価格の高騰は、2000年以降の簡素化の流れに対抗し、食料の域内生産の再評価や農業予算の再拡充への要求を強めることになりました。2010年12月には、フランスの呼びかけに21カ国が応じて、農業振興を要望する「パリからの訴え」を発表しました。

◆今後のCAP

EUの農業政策は、内部の意見対立に加え、気候変動や環境問題への対応、新たな加盟国を迎える準備、新興国の力が強まるWTOでの交渉への対応等、大きな試練に直面しています。今後、どのような方向に行くのか注視したいところです。いずれにしても、加盟国の総意により、諸方面の意見を調整し、食料・農業・農村のよりよいあり方を追究していくEUの姿勢には大いに学ぶべきものがありそうです。

●● 欧州連合(EU)への加盟年次 ●●

加盟年	加盟国
1967	フランス、ドイツ(西ドイツ)、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク
1973	イギリス、デンマーク、アイルランド
1981、1986	ギリシャ、スペイン、ポルトガル
1995	スウェーデン、フィンランド、オーストリア
2004、2007	チェコ、ポーランド、スロバキア、スロベニア、ハンガリー、マルタ、キプロス、エストニア、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ブルガリア

注) 正確には、フランス、西ドイツ等の6カ国が1967年当時結成したのは「欧州共同体」(EC)で、イギリス等6カ国が加わった後も同様である。「欧州連合」(EU)となるのは1992年にEC12カ国が欧州連合条約を結んだ後のこと。なお、ゴシックは、2010年12月に「パリからの訴え」に参加しなかった5カ国である。

韓国の農業政策

国土条件から平均耕地面積が狭く、農業の担い手の高齢化が進み、稲作中心でありながら食の洋風化が進むなど韓国は多くの点で日本と同様の問題を抱えていました。韓国は、貿易自由化を見据えて、3つの基本的な方針のもとに農業政策を大転換しました。

◆輸入増加に伴う直接被害への補填

一つは、輸入急増により被害を受ける農家を対象とした直接支払いによる所得補填です。廃業を希望する農家に対しては廃業支援金の支給なども行いました。

◆品目別競争力向上支援

二つは、競争力向上支援の強化です。施設の近代化によって生産性を向上し、安全性、品質向上によるブランド力強化への支援を行っています。

◆根本的体質強化

三つは、農家タイプ別の政策展開により根本的体質強化を図っていることです。専業農家には規模拡大と競争力強化、所得安定を図り、高齢農家には多様な福祉と生活安定策により円滑なリタイアを誘導しています。

◆輸出作物育つ、国内穀物は減る

こうした政策によって、零細農家中心だった農村に食品加工などを組み込んで産業化し、そしてコメや小麦などから高付加価値作物に転換して輸出を目指す「攻める農業」へと大きく舵を切りました。予算も下の資料のように集中的に投入しています。こうした政策により、パプリカなどの園芸作物が輸出品目として育ち、コメ農家などが次々と栽培に参入してきました。その結果わずか10年の間に、生産量は2万トンを超えるまで成長しました。輸出先となったのは日本です。

一方で競争力の弱い小麦などは生産量を減らしています。1960年代には20万トン近くあった小麦生産量はほぼゼロに。食料自給率も急速に低下しています。韓国では価格競争力を持ち得ない穀物や大豆(土地利用型農業)については、ロシアやマダガスカルなどに土地を求め、国内で不足する農産物を栽培し、輸入しようという戦略をとっています。

(1) 農業・農村総合対策

ウルグアイ・ラウンド後の農産物市場開放によって農業部門の国際化対応が本格化したことに伴い、国内農業をいかに維持するかが農業政策の中心課題となった。この政策の一環として2003年11月、FTAに対応するため『農業・農村総合対策』(2004年～2013年の間に119兆ウォン(約8兆3,300億円)規模の投融資)を策定。

(2) 韓米FTA発効に向けた韓国国内補完対策

2007年に妥結した韓米FTAの発効に向け、以下の国内対策を実行するため、2008年～2017年の間に20.4兆ウォン(約1兆4,280億円)の投融資を策定。

- 1.被害品目の競争力強化
- 2.専業農家の所得安定及び経営規模拡大支援
- 3.食品産業の育成
- 4.農村活性化の推進等

※以上、為替レートは全て1ウォン=0.07円(2010年10月のレート)を使用

	韓国	日本	日本/韓国
農業産出額 (2007年)	2.90兆円 (41兆3643億ウォン)※	8.05兆円	2.8倍※
耕地面積 (2005年)	1.759千ha	4.628千ha	2.6倍

出典：日本は農林水産省「生産農業所得統計」、「ポケット農林水産統計」、韓国は農林水産食品部「農林水産食品統計年報」

※為替レートは上記と比較するため1ウォン=0.07円(2010年10月のレート)を使用。

(内閣官房資料より作成)

日本の農業政策(2010年)

2010年3月の食料・農業・農村基本計画の中で、これまでの日本の農政について、次のように述べられています。
(部分的に抜粋)

食料・農業・農村基本計画

〈まえがき〉

21世紀の農政の基本指針である食料・農業・農村基本法（以下「基本法」という。）が平成11年7月に制定されてから10年が経過した。この間、基本法が掲げた基本理念を具体化するため、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）が2度にわたり策定され、これに基づき、食料・農業・農村政策が推進されてきた。

消費者や食品産業のニーズが多様化する中、基本計画に基づいた様々な取組によって、新鮮な農産物や多彩で高品質な食品が手頃な価格で食卓に並ぶようになった。また、こうした消費者のニーズに応えようとする農業者、食品産業事業者の努力も徐々に広がりを見せる中で、先進的な経営を行い、他産業を上回る所得を得る農業者も現れている。また、四季に彩られた我が国の農産物や旬を重視する我が国の食文化を再評価する動きもある。

他方、農業・農村は、総じて農業所得の大幅な減少、担い手不足の深刻化、非効率な農地利用、農山漁村の活力の低下といった厳しい状況に直面しており、これまでの農政がこのような流れを変えることができなかつた事実は重く受け止めなければならない。

過去40年余り続けてきた米の生産調整は、結果として農業者の間に不公平感を生み、麦や大豆等への生産転換も円滑に進まない状況をもたらしている。また、国内農業は消費者や食品産業のニーズに十分に対応できておらず、食料自給率は低迷したままとなっており、平成20年度の供給熱量ベースの食料自給率は41%にとどまっている。この間、多くの先進国では、農業を重要な産業と位置付け、その振興に努めてきた結果、食料自給率が向上した。平成15年の供給熱量ベースの食料自給率は、米国では128%、英国では70%となっている。

我が国は、これまでの農政の反省に立ち、今こそ食料・農業・農村政策を日本の国家戦略の一つとして位置付け、大幅な政策の転換を図らなければならない。我が国の農業・農村には、こうした情勢の変化に対応し、大きな役割を果たすことができる十分な潜在力がある。国内の農地を最大限に活用し、そこで生産された安全で質の高い農産物や、それらを原料とした加工品等として大きな付加価値を付けて販売することができれば、食料自給率の向上だけでなく、世界的な食料事情の安定化と国際的な市場の拡大につながる。

また、地域に豊富に存在する未利用資源を用いて、日本の農業や食品産業が培ってきた付加価値を高める生産技術や、バイオマスや環境等の先進技術を活用すれば、農村を新たな成長産業の育成の場として雇用と所得を生み出すとともに、環境面でも温室効果ガスの排出抑制等に積極的な役割を果たすことが可能となる。

政府は、こうした視点に立って、既存の思考や手法の問題点を強い決意で改善していくこととする。そして、意欲ある者の創意工夫を引き出し、農業・農村の秘める力が最大限に発揮され、国民が将来に向けて明るい展望を描くことができるよう、戸別所得補償制度の導入、消費者が求める「品質」と「安全・安心」といったニーズに適った生産体制への転換、6次産業化による活力ある農山漁村の再生を基本に、各般の施策を一体的に推進する政策体系に農政を大転換させ、「食」と「地域」の早急な再生を図っていくものとする。



農政論議に生協はどのように かかわってきたの？

食品供給を主な事業とする生協は、それぞれの時代で農業政策にもかかわってきたのよ。その足跡を簡単にふりかえってみましょう。



- 食管制度と生協・農協の協同組合間提携(1970～1980年代初頭)
- 曲がり角に立つ食管制度(1970～1980年代)
- 食管改革と生協内での討議(1980年代後半)
- 米政策の急展開(1980年代後半～1990年代前半)
- 農政改革と生協の農業政策提言(1990年代後半)
- 食料・農業・農村への生協の関わり(2000年代以降)

TPPについては、11月に**TPPについての日本生協連理事会報告**で基本認識を確認した上で、まずは「考えあう」場づくりを具体化しているところなんだ。

食管制度と生協・農協の協同組合間提携 1970年代から1980年代

1970年代、日本では食管制度(食糧管理制度)によってコメの流通は政府管理のもとにおかれていました。

食管制度は、政府が生産者からコメを買い上げ、管理し、指定の卸売業者に売り渡すというように、コメの流通全般を管理するものです。

この制度の“根幹”におかれていたのが二重米価制でした。つまり、政府による生産者からの買い上げ価格(生産者米価)と、米卸売業者に売り渡す価格(消費者米価)をそれぞれ別個に米価審議会が検討し、その答申を受けて政府が決定する仕組みでした。

生産者からは、コメの生産のコストに見合う十分な収入が得られるように高くコメを買い上げ、なおかつ、消費者の食料費支出への負担を少しでも軽減するために安く米卸売業者に売り渡すものでした。

コメを高く買い上げて安く売り渡すので、政府にとっては逆ざやが発生します。これは「食管会計」から負担することにしていました。

1960年代以降、高度経済成長のもとで生活必需品の物価は上昇し続け、庶民の暮らしの負担感は年々増していました。所得倍增計画が、“物価”倍增計画と言われることもありました。

1970年代、継続的な物価上昇だけでなく、石油ショック、大豆パニックなどによる突発的な“狂乱物価”も発生しました。中東情勢の不安定化、東西冷戦の緊迫化が影響して、日本人の家計や食卓はたびたび大きく揺さぶられたのでした。

世界的な情勢についても、ICAのモスクワ大会(1980年)で憂慮が示されました。

日本の食管制度は、基礎的な食料品であるコメの流通を政府が管理することにより、食料品や生活必需品の価格を安定させる機能を果たしていることが注目されました。

生協と農協は、このメリットを重く見て、協同組合同士で協力して食料農業問題に対処するスタンスを強め、そのなかで、食管制度をもり立てていこうとしていました。

コメの産直が本格化するのには、食管制度がコメ流通について大幅に自由化する1980年代後半のことでした。

コラム

全農と日本生協連の「覚書」 (1972、1983)

●1972年、「提携強化の覚書」

●1983年の「覚書及び確認書」

[ICAモスクワ大会1980年を受け、全農と日本生協連は]日本農業と国民生活を破壊する農産物の輸入自由化に反対し、生産および流通の合理化、消費者の要求を汲みとった商品づくり、風土に合った食生活運動および生活防衛などに取り組み、協同組合運動の地域的社会的役割を強化する」

●その後の協同組合間での産直提携の発展

1970年代の食料パニックと 食料武器論

●1973年、大豆パニック

●1980年、米国がソ連に対し穀物禁輸

高まる食料不安、食料安全保障論

●「世界の飢えを満たす協同組合」

ICAの1980年モスクワ大会でレイドロウ報告「西暦2000年の協同組合」で、「世界の飢えを満たす協同組合」が提起される。

●1980年の農政審議会答申に「食料の安全保障—平素からの備え」の記述が盛り込まれる。

曲がり角に立つ食管制度 1970年代から1980年代

食管制度のもとでは、生産者・消費者双方にとって安定性のメリットはあった反面、生産・流通・販売が自由にならないことから不満も高まっていました。「食管改革」が常に言われ、実際にいくたびか自由化の方向に向かって制度改革が重ねられてきていました。

1960年代後半から70年代を通じ、レイチェル・カーソンの『沈黙の春』、有吉佐和子の『複合汚染』などで告発された農薬・食品公害問題に対する消費者の意識が高まり、生協の産直やコープ商品は急速に支持を広げていました。

また、生産者にとっても、農薬の不適切な使用によって引き起こされる問題を深刻にとらえる動きは広がっていました。

ただ、安全な農産物を求める消費者が、その要望に応えようとする志ある生産者と直接契約をして取引をしようとする、野菜や果物は比較的自由でしたが、コメの場合には食管制度という大きな壁にぶつかりました。

食管改革への期待は、このようなニーズからも高まってきました。

国家財政上の問題もありました。食管会計が財政赤字の大きな要因にもなっていたことでした。これが「食管赤字」と言われました。1970年代を通じ、消費量に見合う分だけ生産量を調整(抑制)する「生産調整」(「減反」)が強められてきていましたが、それでも赤字は年々膨らみました。入植直後に「減反」を強いられた大潟村の問題もあり、食管制度は曲がり角に来ていました。

二重米価制の生み出す逆ざやの負担には財政上の制約がありました。お米の生産者の所得を確保するために、生産者米価は毎年引き上げられていました。生産者米価との関係上、消費者米価をこれと大きく乖離した低い水準に抑え続けることは財政上困難で、消費者米価も引き上げられていきました。消費者にとっては、コメの選択肢が少ないことに加えて、おコメが高いことへの不満がくすぶっていました。

生協にとっては、食料価格全体の安定のためには食管制度を守りたいところでしたが、安くておいしいコメを自分たちで直接買いたいという消費者の要望にもこたえる必要がでてきました。

コラム

政治と米価

- 1970年代、米価引き上げを重視する考え方と農業の強化を重視する考え方への与党内分化。
- 米価審議会の際のロビーイングが年中行事化。
- 日本生協連・中林会長の米審活動。生産者米価引き上げと消費者米価引き下げを要求するが財政難の中で両立は困難。
- 1980年代初頭、臨調答申「売買逆ざやの早期解消」。
- 1987年、生産者米価、食管史上初めての引き下げ、売買逆ざやの解消。

食品公害、高まる消費者の安全意識

- レイチェル・カーソン「沈黙の春」
- 有吉佐和子「複合汚染」
- カネミ油症
- 政府管理米の汚染

青果を中心に、広がる産直・共同購入

- 農産物供給センター等の産直団体の各地での立ち上げ
- 生協や消費者グループとの提携による有機農業運動の発展(1971年日本有機農業研究会)

食糧改革と生協内での討議 1980年代後半

各種事業者の要望と実態を受け、コメの流通は段階的に自由化されました。1980年代の半ばには一部の生協とコメ生産者団体や農協との間で産直が開始され、支持を広げていきました。

一方、80年代に入って財政再建が政府の喫緊の課題となり、「増税なき財政再建」が掲げられました。臨時行政調査会(「臨調」)が設けられました。「コメ」は、「国鉄」「健保」と併せ、赤字を生む「3K」と言われました。臨調は、食糧制度・二重米価制の悪弊を強く訴え、逆ぎやの早期解消、そのための生産者米価の引き上げの即時ストップを政府に提案しました。

政府・与党や経済界には、臨調に同調し、生産者米価の引き上げストップを主張する声が徐々に高まっていたましたが、生産者団体(農協)との関係もあり、政府・与党は意見が割れていました。

生協としては、これまでも、農協と協同組合同士で連携する立場から、生産者米価引き上げの動きは毎年支持していました。ただ、それと並行して消費者米価の引き下げも訴えつづけていましたが、財政難のもとでは、政府の逆ぎや負担を前提としたこの主張は受け入れられる見込みの小さいものでした。

結局、消費者組織としては農協のような与党への影響力をもたなかったため、生産者米価が引き上げられるのに引きずられ、消費者米価も年々引き上げられてきていたのです。

1984年12月の米価審議会での消費者米価引き上げを受け、こうした苦しい立場から、生協としてどのような主張をしたらよいのか真剣な討議を始めました。

食料品の価格安定を望む声と、流通の自由化とそれに促される生産・流通の進歩を望む声が拮抗しました。

1985年～1986年の間に、社会的な食糧論議に大きな潮目の変化がありました。きっかけは1985年のプラザ合意により円高への誘導が開始されたこと、さらに1986年の夏に「米価劇」とも呼ばれる農協の強烈的な生産者米価維持運動が起き、政府や経済界の主張する生産者米価引き下げが退けられたことでした。こうしたことが重なり、「高い米」を生む構造、生産・流通の革新の阻害要因として、食糧制度への風当たりは強まっていきました。

コラム

コメの産直

- 都民生協(現コープとうきょう)が先駆的に扱った北海道産米「キタヒカリ」
- かながわ生協(現コープかながわ)のコメ産直
- 首都圏コープ(現パルシステム)と笹神農協(現JAささかみ)
- 生活クラブと遊佐農協(現JA庄内みどり遊佐支店)

1980年代の生協での「米・食糧」論議

- 1985年「生協の米・食糧に対する要求と基本方向(案)」、「消費者にとっての食糧制度のメリット」
- 1986年、「1985年の基本方向」を中間案と位置付け、討議を継続。
- 1988年、議論をまとめ、「生協の食料・農業政策の確立に向けて一米・食糧問題を中心に」として再提案。

「食糧の役割」を評価する一方、「高い米」、「制度への安住」と弊害を指摘。

米政策の急展開 1980年代後半から1990年代前半

1986年4月の「前川レポート」、同年11月の農政審議会報告「21世紀に向けての農政の基本方向」では、食管制度に代表される農業・農産物流通関係の諸規制の改革・自由化が強く主張されていました。

1986年夏の「米価劇」では、農協の政府への働きかけが奏功して米価が維持された顛末から、結果として“業界団体”としての一側面がクローズアップされ、かえって社会的な反発を強めることとなりました。

1970年代から続いていた日米貿易交渉でも、1980年代には米が対象となり、米の自由化問題が大きく注目されました。

この急激な情勢変化の中で、生協としては、農業生産・農産物流通の自由度を高める改革の是非をどう考えるか問われました。

1970年代以来、いわば今日的な自由な流通を先取りする形で産直事業を進めてきた実績からも、前向きに評価したいところでしたが、一方で、急激な変化が日本の農業・農村に取り返しのできない打撃を与えるようなことになっては元も子もありません。

農業県の生協を中心に、一部の生協では、社会的な食管批判・農協批判や、食管改革を中心とする米政策論議の急速な進行に対して懸念を抱き、集会を開くなどして積極的に反対運動を展開しました。

日本生協連では、消費者の立場から、農業政策のあり方について議論を深めていきました。

1993年には、米の大不作が起きました。これが80年代から勢いを増していた食管改革(廃止)論への追い風となりました。

1994年、ガット交渉が決着し、WTO条約が締結されました。日本も同条約を国会で批准し、加盟国となりました。

同時に、食管法が廃止され、1995年の食糧法へと移行し、米政策を含めた新しい農政の枠組みの模索が本格化しました。

コラム

1986年の転換点

- 前川レポート(1986)
「国際協調のための経済構造調整研究会報告」
- 1986年夏の“米価劇”：米価審議会答申「生産者米価値下げ」と、農林議員の巻き返しによる「生産者米価維持」
- 農政審議会報告(1986)
「21世紀へ向けての農政の基本方向」：
 - ①日本農業の特性を踏まえつつ、合理的で生産性の高い産業として自立する農業を育成すること(産業政策の視点)。
 - ②農村の所得機会や生活環境への配慮(社会政策の視点)。
 - ③国土の保全と調和ある利用、人口の適正配置(国土政策の視点)。
 - ④消費者の視点。
 - ⑤国際協調の視点。

農政改革と生協の農業政策提言 1990年代後半

1994年、WTO条約の批准にともない食管法が廃止されたことを受け、90年代後半には新たな「基本法」制定への機運が高まりました。食料・農業・農村基本問題調査会が設置され、1961年に施行した農業基本法の久しぶりの抜本的な見直しの準備が進められました。

基本問題調査会の中間答申が1996年に発表されました。そこでは、家族農業を守ってきた一方で外部からの農業参入を強く制約してきた農地法の改定や、農産物価格支持政策の転換などが論点として上がっていました。

こうした流れを受け、生協でも、1980年代の「米・食管」論議以降持ち越してきた食料農業政策論をまとめるに当たり、政府や農業関係学会での農政論議の場にも参加していきました。

日本協同組合学会では、1996年に網走で大会を開きました。そこでは、規制緩和の流れと並行して農政改革論議が進行中であった背景を受け、活発な討論がおこなわれました。日本生協連は「良いものを安く供給していく」立場を説明しました。

1998年、農政ジャーナリストの会が主催するシンポジウムに参加し、日本生協連が検討していた「食料・農業・農村問題への生協の要求」の中間案を説明しました。

1998年、これらの討議の集大成として、日本生協連から初めての本格的な農業政策の提言が発表されました。消費者視点の確立、環境保全型農業・食料システムの確立、農村地域社会の維持、自給力の維持・向上、食料の安定供給、力強い農業経営の育成と生産者・地域の自主性尊重、国際的な消費者の権利保障と公正な貿易ルールの確立、新しい理念に基づく、透明性・自主性を保障する行政への転換を主張するものでした。

食料・農業・農村基本法が1999年に制定され、翌2000年には「食料・農業・農村基本計画」が作られました。以後、5年ごとに基本計画を見直し、策定し直すプロセスも確認され、農業・農政改革の実施に向け、新たなステージに入ることになりました。

コラム

「食料・農業・農村基本問題調査会」 (1997~1998)

農政改革論議の争点

- 農地法
- 中山間地問題、直接支払い
- 食料自給率
- 市場原理の活用

農政改革の流れ

- 1991年 農水省「新たな食料・農業・農村政策検討本部」設置
- 1992年 農水省「新たな食料・農業・農村政策の方向」提起
- 1997年 「食料・農業・農村基本問題調査会」設置
- 1998年 「食料・農業・農村基本問題調査会」最終答申
- 1999年 「食料・農業・農村基本法」施行
- 2000年 「食料・農業・農村基本計画」策定、閣議決定
- 2005年 「新たな食料・農業・農村基本計画」策定、閣議決定
- 2010年 「新たな食料・農業・農村基本計画」策定、閣議決定

日本生協連「私たちと食料・農業・農村」 (1998)

「生協は、生産者との相互理解を深め、生産者ととも日本農業の革新にむけた取り組みを強化します」

- 消費者視点の確立
- 環境保全型農業・食料システムの確立、農村地域社会の維持
- 自給力の維持・向上、食料の安定供給
- 力強い農業経営の育成と生産者・地域の自主性尊重
- 国際的な消費者の権利保障と公正な貿易ルールの確立
- 新しい理念に基づく、透明性・自主性を保障する行政への転換

食料・農業・農村への生協の関わり 2000年代以降

農業改革・農政改革論議は新しい基本法の枠組みでスタートしました。

2005年に5年ぶりに策定された「食料・農業・農村基本計画」(新基本計画)は、「農業構造の展望」と題する一文に表れている通り、水田農業を強化していく決意をもったものでした。

従来、どちらかと言えば規模拡大や自由な生産・流通を抑制する効果をもって来た農業政策(とりわけコメ政策)を、今日の農業状況に併せて転換する意味でした。

この方向性は、日本生協連が1998年に発表した「私たちと食料・農業・農村」の見地からも積極的に評価できる面がありました。日本生協連は、2005年4月、「日本農業への提言」を発表し、同主旨のことを強く表明しました。

ただ、この農業の産業としての自立・強化策の必要性は揺るがないとはいえ、2005年前後には、新しい事情も生まれていました。

農村の疲弊はいちじるしく、2005年頃から「限界集落」問題も言われました。2007年夏、2009年の選挙では、農村部を中心に、構造改革政策への逆風が吹きました。

この間、2007年には、自給率「39%」ショックもありました。冷凍餃子重大中毒事故をはじめとした様々な食品をめぐる問題、2008年4月から5月にかけての世界的な食料価格高騰・食料暴動の発生と、食料・農業・農村をめぐる不安は高まりました。

日本生協連は1970年代以来、綿々と続けてきた産直事業を再評価する意味で、「全国生協産直レポート」を2009年6月に発表しました。そこでは、生協産直の考え方を今日的にとらえ直し、産直を貫く6つのテーマ「品質保証」、「産地交流」、「地産地消」、「共生支援」、「環境保全」、「食料自給」を掲げました。

2009年10月のJA全国大会では、「消費者との連携」や、「協同による地域再生」が掲げられました。日本生協連からも山下俊史会長名で、「協同で地域再生」の提起を生協側から受け止めたメッセージを返しました。この関係は、2012年が国連による国際協同組合年(IYC: International Year of Co-operatives)とされたことから、2010年以降さらに強められています。

2010年3月、日本生協連は「食料・農業問題と生活協同組合の課題」をまとめました。

食料・農業・農村をめぐる焦眉の課題に対し、生協として積極的に論議に加わり、実践のうえでも産直を中心とするかかわりを強めていく決意を表明したものでした。

コラム

2005年「新たな食料・農業・農村基本計画」における「農業構造の展望」提起以後

- ・ 中長期的な日本農業の担い手像を提示
- ・ 2005年～06年、「限界集落」問題
- ・ 2007年、食料自給率「39%」ショック
- ・ 2007年、参院選での農村部の構造改革批判
- ・ 2008年、冷凍餃子重大中毒事故
- ・ 2008年、穀物価格高騰、食料暴動発生
- ・ 2009年、「買い物難民」問題
- ・ 2009年、衆院選での農村部での「構造改革」批判
- ・ 2010年、「新たな食料・農業・農村基本計画」。

「全国生協産直レポート2009」

「生協産直は日本の食の未来をつくりつけていきます」

- ① 生協産直は、産地とともに「安心」育んでいます。(品質保証)
- ② 生協産直は、人と人とを結び付けています。(産地交流)
- ③ 生協産直は、地域とともに歩んでいます。(地産地消)
- ④ 生協産直は、産地・生産者を応援しています。(共生支援)
- ⑤ 生協産直は、命のつながりを大切にしています。(環境保全)
- ⑥ 生協産直は、日本の資源を活かした食べ物づくりに挑戦しています。(食料自給)

「食料・農業問題と生活協同組合の課題」

- 農業と食卓を結び絆。
- 各地で取り組まれる産直事業。
- 飼料米・飼料稲を活用した飼料自給力の強化に向けた取り組み
- 地産地消商品開発を通じた地場製品の普及、地域の事業者との連携
- 生協の三つの側面(事業組織・消費者組織、地域組織)から、全国の生協での実践をベースに15課題に整理



消費者の願いから TPP問題を考えるって？



そうね。「消費者の願い」って何かしら？

生協は、1998年の食料・農業問題に関する報告書の中で「**6つの願い**」にまとめているようよ。その願いをベースに、2010年に**食料・農業問題と生活協同組合の課題**を整理して更に実践を広げていこうとしているの。生協の持つ事業組織、消費者組織、地域組織の側面から15課題あるのよ。

6つの願いは食料・農業問題に関してまとめられたものだけど、一つの視点として参考になるかもしれないわ。

見てきたようにTPPは農業だけの問題ではなくて、幅広く私たちの暮らし・社会全般に関わる内容を含むものなの。だけど、まだ交渉にも入っていない事だからどんな影響があるものなのか、はっきりとは分からないわ。

だけどね、単なる政治家の思いつきや誰かの悪だくみで出てきた問題ということでもなくて、世界の大きな変化にその背景を持つものだから、すっきり解消できるものでもなさそうね。みんなで考えていくしかないわ。

この先の国のあり方に関わる話だから、なるべく多くの人にかかわってほしいわ。生協の集まりがそんなことに役立っていくといいわね。

消費者の6つの願い(1998年日本生協連文書より抜粋)

1998年 食料・農業・農村政策に関する生協の提言 新基本法の検討によせて

私たち生協は、消費者の食への願いを実現し、産直などの発展を通じて農業生産者との連携をすすめてきた立場から、食料・農業・農村への要望をここに明らかにし、新しい基本法に反映することを求めます。(p2)

▶食料問題と生協の願い

食品の安全性・品質・価格・選択性の保障・安定供給、そして環境保全は、私たち消費者の基本的要求です。日本の農業は、こうした消費者のねがいに最も良く応えるものであって欲しいと考えます。また、農業だけでなく、食料供給に大きな比重を占める食品産業や流通業もふくめた、生産・加工・流通・消費・廃棄・再生という食料供給のトータルシステムの観点から、食料の問題への消費者の要求を実現するための施策が求められています。(p3)

6つの願い

1 食の安全

私たち消費者が食料に強く求めるものは安全性です。食の安全確保を消費者の権利として確立し、安全性確保のための国内の法体系や体制の整備、国際的な安全基準の確立が必要です。

2 品質の向上

私たち消費者は、良い品質の食品を求めます。安全性は品質の問題として最も重要です。しかし、栄養・鮮度・おいしさも食品に求められる大切な品質であり、その向上をめざして食料供給システム全体を見直すことが必要です。

3 納得できる価格

私たち消費者は、良品を確保した上で価格の安さも求めます。日本では食料の生産・流通段階でのコスト引き下げの条件は様々な存在し、長期的な視点でコスト構造を見直していくことが必要です。農業では、構造改善をすすめ農産物価格引き下げへの努力を強めることを望みます。食品産業や流通業では、効率的な生産・流通システムを築きあげ、コスト引き下げへの取り組みを強めることが必要です。また、透明な納得できる価格形成のメカニズムを確立していくことも必要です。

4 選択性の保障

経済・社会構造の変化のなかで、食へのニーズは多様化しています。消費者のくらしを支えられる多様な食の供給がなされ、くらしのニーズに対応した消費者の選択が保証されねばなりません。国内農業が、そうした消費者のくらしの要求に応えるために一層その役割を高めることが期待されます。表示制度の充実や情報へのアクセスの保障は、消費者の選択性の保障の前提です。

5 安定供給

食料の安定供給は、私たち消費者の大切な要求です。そのためには、自給力の維持・向上、農地の確保と保全、力強い農業経営の育成が大切です。安定した輸入と備蓄のシステムを確立していくことも求められています。

6 環境保全

食料の生産が継続的に行われるためには農業の持続的な発展が不可欠です。そのためには、環境保全型農業生産体系を確立し豊かな農山村地域社会の維持・発展をはかっていかねばなりません。日本の農業で基幹的役割を果たしている稲作農業の健全な発展も大切です。農産物貿易では、農業の特質と食料輸入国の事情をふまえた公正なルールを確立することが必要です。

▶今こそ農政の転換を

日本の農業の発展の最大の保障は、消費者の支持です。消費者の視点を重視し、消費者と生産者の相互理解と連携を発展させることが大切です。また、生産者や地域が自主性や創意性を発揮できるように、中央集権的で不透明な農政の枠組みを転換することが求められています。(p19)

食料・農業問題と生活協同組合の課題 (2010年日本生協連文書より抜粋)

2010年 日本生協連 食料・農業問題検討委員会答申(要旨)

委員会では、全国の生協が産直事業をはじめとしたこれまでの事業と活動に確信を持ちつつ、さらに各地で取り組みを発展させていくことを期待して、全国の生協の幅広い実践をベースに生協の課題を網羅的に整理して提案することとしました。(p3)

生協は、事業と活動を通じて、くらしのニーズと願いを実現するための消費者自身の自発的な組織です。消費と生産は対置されがちですが、本来密接に関係し支え合うものです。その絆がどこかでほころびることになれば、いずれも存立しえなくなります。生協はそうした視点を大切にしながら、消費者の視点から生産のあり方を考え、また消費のあり方も見直しながら、食料・農業問題に積極的に取り組む決意です。(p6)

食料・農業問題の課題を検討するに当たって、(1)事業組織、(2)消費者組織、(3)地域組織の3つの側面から15課題に整理しました。・・(中略)・・各生協での取り組みが多様に広がることで、日本が抱えている食料・農業問題に生協が3つの側面から総合的に社会的役割を果たすとともに、事業活動を強化していければと考えます。(p11)

(1)事業組織としての役割と課題

- 課題1. 産直事業の展開
- 課題2. 米事業の展開と米消費の拡大
- 課題3. 国産畜産物の展開～国産飼料を使った畜産物の開発と普及
- 課題4. 国産原材料を使った加工食品などの開発・品揃えと普及
- 課題5. 農業と食における環境保全、資源循環の推進
- 課題6. フードチェーン全体を通じた食品の安全性の向上
- 課題7. 多様な形での農業への関わり

(2)消費者組織としての役割と課題

- 課題8. 食料・農業問題に関する学習・体験活動の推進
- 課題9. 国産商品・地域商品の利用・普及活動
- 課題10. 食生活の改善や食育活動の推進
- 課題11. 家庭での食品の無駄・廃棄の削減に向けた取り組み
- 課題12. リスクコミュニケーションの取り組み

(3)地域組織としての役割と課題

- 課題13. 地産地消や6次産業化の取り組み、地域経済への貢献
- 課題14. 協同組合・生産者団体との連携強化
- 課題15. 地方自治体への積極的な関与と地域における共同の取り組み

TPPについての日本生協連理事会報告 (2010年11月)

2010年11月17日に開催された日本生協連理事会に「TPPに関する基本認識」として次のように報告しました。

日本生協連理事会報告 TPPに関する基本認識について

2010.11.17

(1)基礎データと論点を整理した上で、広範な「国民的議論」を求めます。

TPP参加・不参加の影響について、経済産業省、内閣府、農林水産省の3府省が試算を公表していますが、各省がそれぞれの立場で作成しているため大きく異なった内容となっています。また、様々な団体・個人から賛否の表明が行われており、多様な意見が存在しています。

まずは基礎データを整理した上での論議が必要と考えます。TPPへの参加、不参加に伴う農林水産業や経済への影響に関わる基礎データと問題点を整理した上で、論点を明確にし、広範な「国民的論議」を求めていきます。

(2)「消費者の願い」の実現と、日本の「食料自給力向上」の両立を求めます。

TPPは、私たちの食生活や地域の環境に大きな影響を及ぼすものであり、あらためて消費者の基本的な願いに立ち戻って評価することが必要です。

日本生協連は、過去の政策の中で、消費者の食品に対する願いを6つにまとめています。6つの願いとは、

①食の安全 ②品質向上 ③納得できる価格 ④選択性の保障 ⑤安定供給 ⑥環境保全です。

消費者と生産者は本来、密接に関係し支えあうものです。私たちはこれまで産直事業などを通じて生産者と協同し、消費者・組合員の命と健康を育む事業を創り上げてきました。国産原材料を使った加工食品の開発や、米の消費拡大に向けた取り組み等も行ってきました。そうした積み重ねの上に生産者との結びつきを、さらに強めながら消費者の願いに応えていかなければなりません。

現在、約10億人の人々が飢餓と貧困に苦しんでおり、人間の生命に不可欠な食料の供給が世界的な危機に直面しています。自由で開かれた貿易体制の重要性は認めつつも、農業の持つ多面的な価値や食糧安全保障の視点が大切であることは言うまでもありません。二律背反の一方の側に立つということではなく、「消費者の願い」の実現と日本の「食料自給力向上」を両立することが大切と考えます。そのためには、国内農業の自給力と競争力の強化が欠かせません。「消費者負担施策」から「納税者負担施策(財政投入による直接所得補償制度の充実など)」への転換をはじめとして、国内農業を再生・強化していく施策を求めていきます。

(3)TPPへの参加を契機に、消費生活の安全や協同組合の事業に関わる制度や運用が、「非関税障壁である」として見直しを迫られる可能性があります。消費者や協同組合にとって必要な制度や運用は、後退することがないように求めていきます。

TPPの参加には、例外のない関税撤廃だけでなく、加盟国間の経済制度(サービス、人の移動、基準認証などを含む)の整合性を求められます。閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」にも、「非関税障壁を撤廃する観点から、行政刷新会議の下で平成23年3月までに具体的方針を決定する」ことが明記されています。非関税障壁とは、関税以外の方法によって貿易を制限することを指しますが、国特有の社会制度や経済構造などに拡大解釈される恐れがあります。

新聞などでは、日本が牛海綿状脳症(BSE)問題を契機に輸入を制限してきた米国産牛肉の取り扱いや、協同組合の共済に関わる制度や運用などについて、「非関税障壁」として見直される可能性があり、その他に、看護師など労働者の受け入れや自動車、医薬品の規格など、見直しは多分野にわたると報道されています。これらが国民生活や協同組合の事業にどのような影響を与えるのか、慎重に見極めなければいけません。消費者や協同組合にとって必要な制度や運用は、後退することがないように求めていく必要があります。